

一パーセント以下では満足しなかつた）ことが、その二である。會議は成功的結論に達することは出來なかつたが、内容的には有意義であつたし、又、空氣を明朗化するに役立つたのである。

3

次に一九三二年における政府の活動を回顧して見よう。總督は國民會議派に對し苛烈な壓迫を加へる一方、絶えず政府は同時に憲法制定の仕事を進める旨強調してゐたのである。

一月中旬諸問委員會が設立されたが、これは總督を通じて政府と國民會議派を除く他の黨派の指導者達との密接な交渉を保つためのものであり、特に選舉権、聯邦財政、インド土侯國調査委員會創設に關し、イギリス政府に考慮を求める前提として熟考するためのものであつた。宗派裁定の發表が遅延したため、諸問委員會の開催は回教徒メンバーの主張によつて二度延期された。六月二十七日政府は州自治及び聯邦制を單一法案に規定することに決した旨及び第三次圓卓會議を廢止する旨の發表を行つた。インド自由派の指導者は第三次圓卓會議廢止に對し、强硬な抗議を提出し、次いで、サストリ、ジャヤカーラ、ジョシ及びテジ・バハドゥル・サブルー卿は、諸問委員會を脱退した。これには政府も少し閉口して、七月七日サムエル・ホーア卿は中央アジア協會で手續の變更は政策の變更を意味するものでない旨釋明したのである。ホーア卿は更に兩院合同委員會が政府の提

案を審議する場合は、インド人は單に證人として出席し得るのみならず、討議に參畫し得るであらう旨述べた。インド大臣ホーア卿のこの説明は、インド自由派の指導者にとつて充分なものと考へられなかつた。ところが、九月十五日、總督はインド下院において、諸問委員會は所期の仕事を爲し得ざるが故に、ロンドンにおいて更に討議を行ふ旨の新聲明を發表した。そこで英州インドの小代表團及びインド土侯國の小代表團が、十一月の半ばにロンドンに赴き、定められた議題について審議をすゝめ、公開の會議は開かないと云ふことであつた。自由派の指導者はロンドン行きが實現したので、大いに満足を感じたわけである、この會議則ち第三次圓卓會議は十一月十七日に開會、十二月二十四日閉會したが、最終の會議はこれを一般に公開した。労働黨は政府が宥和政策を拠棄したとの理由で會議に參加せず、且つインド人代表に對して會議に對し無關係たるやう要請したが、これはインド人代表の賛成するところとならなかつた。閉會當時、サムエル・ホーア卿は會議の結果を取纏め報告したが、下記は卿の報告中政府の決定せる事項の一部である。

一、回教徒は英州インドに關する限り、聯邦議會において三十三パーセント三分の一の代表を有すること

二、聯邦制實施の時期に關しては明示し得ない

三、シンド州及びオリッサ州は分離州とすること

四、國防豫算の決定は票決によらざること

五、インド以外の土地においてインド軍隊をインド人の目的以外の目的に使用する時は、聯邦省及び聯邦議會これを決定するが、インド人軍隊をインド以外の土地においてインド國防のために使用する時はイギリス皇帝が全權を持つこと

最後にテジ・バハドゥル・サブルー卿が協調を要望したが、ホーリア卿はこれに答へて、合同特別委員會の圓卓會議に際しては一つも空席なきことを望む旨述べた。

この年を通じてテロ運動はベンゴール州において盛んであつた。ベンゴール州政府は總督から緊急勅令以外に特別の権限を與へられた。緊急勅令は全部で四つあり、一般不服從運動に對處するものであるが、一九三二年一月四日發布された。これ等の法令の有効期間が満了する以前六月三十日緊急權限令が一九三一年十一月發布されてゐるが、これはテロ運動抑壓のためのもので、官憲に對し戒嚴令施行と同様の権限を附與するものであり、これは一九三二年五月二十九日更新された。七月二十日に至り、ベンゴール州政府はベンゴール緊急權限令（第二次修正）によつてインド政府より更に廣汎な権限を附與された。九月一日、一九三二年度ベンゴール刑法修正案がベンゴール上院を通過したが、これは更に廣汎な権限を州知事に附與するもので、その最も重要なのは、殺人を企

てるものは死刑に處される旨の條項である。この外、一九三二年度ベンゴール・テロ行爲抑壓令と呼ばれる法令が九月六日通過したが、これは州知事に建築物を差押へ、罰則を以つて市民にテロリズム抑壓援助を命令し、或ひは村落に團體罰金を課する等の権限を與へたのである。ベンゴール上院を通過したこの法令は、政府に永久的な権限を附與したものであり、その結果今後緊急條令を發布する必要がなくなつたのである。この年を通じてテロ行爲が時折勃發したが、その中最も重要なのはミドナブルの地區長官ダグラス及びコミラの特別警視總監エリソン兩人の殺害事件であつた。これにたいし政府は苛烈な對策を講じ、問題の起つた或ひは起るおそれのある各地には軍隊を分遣し、チタゴング、ミドナブル、及び二十四に及ぶバルガナ地區に團體罰金を課したのである。更に、ベンゴール灣のアンダマン島にある廢止になつてゐるテロ囚人監獄を一般の反對をおして再開し、政治犯人を輸送した。

又、この年には、二つの重要な勞働會議が開催された。インド勞働組合聯盟（前勞働組合會議右派）の最初の會議がマドラスにおいて七月十五日、V・V・ギリ主宰の下に開催された。この會議において通過した決議中、將來のインド憲法における勞働者の地位に關するものがあつた。全印勞働組合會議はJ・N・ミトラ統裁の下に九月十二日マドラスにおいて會議を開いた。勞働組合會議は宗派裁定及びオッタワ協定を勞働者の利益に反するものとして攻撃し、且つ、ポンベイ附近のマトウ

ンガ、カルカッタより七十哩のところにあるリルーア、聯合州のラクノーその他における散在的罷業に鑑み、全鐵道從業員にゼネスト斷行の決意あること明白であり、これが遷延してゐるのは鐵道從業員聯盟を指導してゐる右派指導者ジャムナダス・メータ、V・V・ギリ及びS・C・ジョシの責任である旨の決議を採擇した。この年に労働組合聯盟と労働組合會議との融和を圖る試みがなされたが、失敗に歸した。五月における鐵道從業員の投票はゼネストに賛成であつたが、遂に斷行されなかつた。しかし、散在的なストライキは多くの中心部に起り、十月にはマドラス近くのペランブル鐵道工場にストライキが起り數ヶ月間續いた。

インドのコンミュナル關係は、五月にヒンズー教徒對回教徒の暴動の起つたボンベイを除けば、概して満足的なものであつた。しかしながら土侯國の或る國では紛争があつた。その前の年、カシミールで紛争が起り、農民（回教徒が壓倒的に多い）がヒンズー土侯に對して暴動を起したことがある。原因是主として經濟的なものであつたが、英州インドの回教徒同情者及び農民自體の活動がこの運動に宗派紛争的色彩を添へたのである。特に後者はヒンズー教徒を攻撃した場合があつた。英州インドより派遣の軍隊の手によつて暴動は鎮壓したが、土侯はこの援助にたいしてイギリス政府に對して自國內にイギリス官吏を任命する件を承引しなければならなくなつた。人民を慰撫するため土侯は地租を輕減し、初等教育を弘め、國家任命の官吏を各社會よりとることゝし、下院設置

を含む立憲的改革をなす等を約したのである。カシミール下院最初の選舉は一九三四年九月行はれた。一九三二年五月アルワルに紛争が起つた。これはカシミールの事件と類似のものであるが、異つてゐるのはカシミール事件に比較して宗派的色彩が強く、經濟的根據は薄弱であつた。回教徒の叛亂を鎮壓するため英州インドより軍隊の派遣を必要としたのである。土侯はこの援助を歡迎したが、イギリス政府が彼に條件（註15）を課さうとした時、土侯はこれを拒み、イギリス政府對土侯の紛争は暫く續いたが、結局土侯は國を離れることを命ぜられるに至つた。この命令は今日なほ有效である。

この年に起つた驚くべき事件の一つは、ビルマがインドより分離すべきか否かの問題に就いて一九三二年十一月ビルマにおいて行はれた選舉の結果であつた。ビルマは、インドすら一八五七年以後は経験しなかつた猛烈な農民騒擾に苦しんでゐた。叛亂は一年以上も續いたが、一九三二年状勢は次第に緩和され、一般選舉の命令が發せられた。多くの州が叛亂状態にあり、反分離派が選舉に對して興味を有してゐなかつた一九三二年に選舉名簿が作成されたと云ふ理由で、反分離派は新しい選舉名簿作成を要求した。政府は要求を拒否し、選舉は古い名簿で行はれたが、それにも拘はらず、反分離派は大多數をかち得たのであつた。新しく選出された評議會は十二月、會を開き長い討論の後、下記の決議を全會一致で通した。

一、評議會は、一九三二年一月十二日の圓卓會議における首相の演説中にその概略が述べられてゐる分離ビルマに對する憲法を基礎とし、ビルマのインドよりの分離に反対する。

二、評議會は無條件且つ恒久的なビルマ・インド聯邦には依然として反対する。

三、評議會は、修正案において限定されてゐるが如き條件を基礎とする憲法がビルマに許容される迄、ビルマのインドよりの分離に反対する。

代案として、評議會は、ビルマが分離權を含む一定の條件の下にインド聯邦に入ることを提案する。

四、評議會は、限定されたる基準の上に立つ分離單位としての、或ひは分離權によつて限定された條件に據るインド聯邦内の一單位としての、ビルマ將來の憲法を決定するため、至急會議の開催されることを強調する。(第三項及び第四項は修正案であつた)

しかし、政府はこの決議をインドとの無條件聯邦に反対なるものと解釋し、條件付聯邦すなはち分離權を持つ聯邦は不可能であると主張した。政府の現政策はビルマをインドより分離せしめることがあり、この政策によつて、ビルマは一九三二年十一月一十二月の第三次圓卓會議に代表を出でやう招待を受けなかつた。

十一月の終り頃インド下院は重要事項——オッタワ協定——を審議した。インドは一九三二年八

月カナダで開催された帝國經濟會議に參加せるインド政府指命者によつて、この協定に入つたのである。協定の目的は、インドに帝國特惠計畫をおしつけることにより、この場合インドは輸入の二六%以上をカバーする特惠關稅をイギリスに與へねばならなかつた。インド國內においては協定の批准に就いて相當の反対があつたのであるが、下院に民族主義者のメンバーがゐなかつたので、協定を拒否することは不可能であつた。協定は特別委員會に附託され、下院はH・S・ゴウル卿勸議の多數報告を採擇した。協定は三年の期限を以つて批准されたが、この期間が終るや、再び下院において審議されることに一決した、更に、政府はインド輸出入貿易に對する特惠關稅の影響を概観する報告を毎年用意すること、及び報告は下院任命の十五名を以つて構成する委員會によつて、検討されることが決定された。新オッタワ關稅は一九三三年一月十六日に實施された。

これに關聯して、イギリスが一九三一年九月二十一日、金本位制を離脱して以來一九三二年十二月三十一日までに至るポンペイより輸出された金の總額は、一〇五二、七六〇、一九〇ルーピー則ち約一〇億五三〇〇萬ルーピーに達してゐた點が銘記さるべきである。商工會議所、實業家、一般指導者連は頻りにこの國外金流出を喰ひ止めるやう、政府に請願したのであるが無効であつた。例へば、ポンペイのマハラシュトラ商工會議所は十月の末インド政府に對し書面を以つてイングランド銀行の例に従つて、インド政府の金買上げを請願した。商工會議所の述べるところでは、インド

は紙幣流通高一七億五二六〇萬ルーピーに對し金保有高は、僅か一億一二三〇萬ルーピーであるが故に、政府はもつと金を買上けるべきであると云ふのである。(註16)

他の重要な事項——一九三二年度刑法改正法案——が九月下旬に上程された。該法案の目的は、總督が一月に發布し一九三一年六月改正された特別權限令を法令書に記載するにあつた。この法令は十二月失効することになつてゐたので、更新するか或ひは法令全書に記載して恒久的のものにするかの必要があつたのである。この法案の場合も、オッタワ協定の場合と同じく、民族主義者のメンバーが一九三〇年脱退して不在であつた。法案は十一月法律となつた。

八月に、前代議士ウイルキンソン娘、モニカ・フェートリ娘、レオナルド・マターズ、クリシユナ・メノンより成る在ロンドン、インド聯盟の代表がインド國內政治状勢研究の爲、インドを訪れた。インド滞在中一行は公開演説も行はなければ新聞記者とも會見しなかつた。たゞ、マヘトマ・ガンディー斷食の時一行は沈黙を破つて『マヘトマ・ガンディーの除去は、イギリスに對する穩健、平和的友好の消滅を意味する』と宣言した。

一九三二年を概観するに、この年は興奮と熱狂の眞只中に始り、ガンディーの運動を契機として蛇尾に了つたと云ひ得る。ガンディーの断食は一つの轉換期を劃したもので、それ以後政府は國民

會議派に對して決定的に優位を占めたのである。同年の終り頃において、國民會議派の大多數の胸を支配した考へは、如何にして不可觸民解放運動を進めるかと云ふことであつて、國民會議派指導者の提議により、總督に對し寺院參詣法案をマドラス上院及びインド下院において承認を與へるやう請願する旨の決議が多くの會合において爲されたのであつた。全く結構な一般不服從である！

註1 この赤色労働組合は、その創立以後、時折ボンベイ及びカルカッタにおいて活動した以外見るべき活動は行はなかつた。

註2 予は同委員會のメンバーであつたが、予がダツカの近くに到着するや、警察官は文字通り暴力をもつて予を該地區から立退かしめた。予が自由の身となつて再びダツカに向け出發するや、この度は投獄の憂目に會つた。尤もその後で釋放され、調査を續行するを得たが。

註3 一九三一年十二月シャンティ及びスニティなる二名の女學生がコミラの長官を射殺した。

註4 この決議はイギリス政府はもとより「すべてのイギリス人の憤慨するところとなつた。

註5 これらの挺身隊員はその制服の色が赤いので赤シャツ隊の名があつた。彼等は會議派の挺身隊で共产党とは何等の關係がない。

註6 當時、予も運用委員會の會議に招請されたものの一人であり、席上現下の状勢において總督に會見を申込むは、ガンディーにとつて恥辱であると主張したが、他の出席者は予と見解を異した。

註7 大會禁止後、合法的團體『インド品購買』聯盟が組織された。

註8 ネール夫人を診察した醫官は次の如く報告してゐる。『彼女は六ヶ所に傷を兼ひ、一つの傷は頭部の深い裂傷で出血夥し』と。

註9 他の多くの監獄でも同様の事件が起つた。ラジムンドリー監獄では、テホール陰謀事件の一囚人は鞭打たれ、ペラリー監獄では政治犯人は看守にラーイで攻撃された。すべてかゝる場合における看守側の言分は、囚人の不従順と云ふのであつた。

註10 一九三一年十二月二十二日、マハラシュトラ青年大會が予の主宰の下にブーナで開催され、會議派運用委員會に呼びかけて一般不服從運動を再開せしむる旨の決議案を採擇した。

註11 かやうにして投獄されたものの中に、ポンペイの首席辯護士バラバイ・デサイ、カルカツタの著名な辯護士であり第一戰の會議派闘士であり當時カルカツタ市政局の參事をしてゐたスラート・C. ボース（譯者註、筆者の兄）がある。現在（一九三四年十一月）後者は未だ拘禁されてゐる。

註12 一九三一年圓卓會議に派遣されたイギリス政府指名の代表者達は新憲法による議會における代表選舉等の問題に關し意見の一致を見なかつたので、イギリス首相は政府の決定を發表した。この決定を宗派裁定^{ジョンミュナルアワード}と云ふ。

註13 予は多くのヨーロッパ諸國においてインド問題に關心を有する人々から、このことを聞かされた。最初予はこのことの重要性に気がつかなかつたのであるが、後一九三二年九月に至つて、このこと

が全ヨーロッパで語られてゐることを知つたのである。

註14 ハリジヤン（直譯すれば神の民）なる語はガソディーの創作に係るもので、最下層階級即ち不可觸賤民を指す。

註15 條件の一つは、土侯は統制委員會に服從すべきであると云ふのである。一九三二年五月の紛争は九月までに鎮壓された。しかし、激烈な農民騒擾が一九三三年一月勃發し、土侯は一九三三年五月國^{ナショナル}を去ることを命令された。

註16 インドの國外金流出は無制限であつた。一九三四年十月六日ポンペイから發表された印刷物によれば、イギリスが金本位を離脱して以來、ポンペイから輸出された金の總額は、一九億七八九四萬八八六ルーピー、約一九億七九〇〇萬ルーピーに達してゐる。

第十四章 敗北と降伏（一九三三—三四四年）

1

年が改まるや、政治意識の高い國民會議派のメンバーは一般不服従運動が消滅の危機にさらされてゐることを知つた。よつて國民の士氣を振起せんがため、一九三三年一月二十六日の獨立記念日祝賀を熱狂的態度で行つたところ、國內各地の反響は頗もしいものであつた。カルカッタだけでも官憲は三百人を逮捕しなければならなかつたし、その上行進を解散させるため武力を使用しなければならなかつた。ベンゴール州のフレギリ地方のアランベグ地區のバダンガンジでは、官憲は會議派の行進を解散させるため發砲の舉に出た。獨立記念祝賀の後ガンドイ夫人は婦人の行進を指揮した廉で、グヂエラートのボルサツドにおいて二月七日六ヶ月の刑を宣告された。インド憲法改正に關する政府提案を表明する白書が、三月十七日發表されるや、國民會議年次大會が總裁バンディト・マタン・モホン・マラヴィア主宰の下にカルカッタにおいて召集された。大會は一九三二年の

デリー大會と同じく直ちに禁止されたが、代表者及び指導者は各地から四月十七日カルカッタに集つた。すぐそれと分るやうな重要な指導者は、悉く逮捕されて了解つた。この中には、パンディト・マラヴィア、モティラル・ネール夫人、中央州のM・S・アネイ、パンジャーブ州のアラム博士、ビハール州のサイド・マームッド博士があり、ネール夫人を除けば悉く運用委員會のメンバーであつた。そこで、J・M・セングプタ夫人が二千五百人の會議派黨員の頭首として指定の場所に赴き、彼女の司會の下に大會を開いた。採擇した決議は、(一)獨立の目的、(二)この目的達成のための一般不服従運動の效果、(三)外國製衣服及び全イギリス商品の不買を、再確認するものであつた。又、最も重要な決議は白書の政府提案を强硬に排斥する旨のものであつた。大會が終了する前、多數の警官隊が會場に到着し、セングプタ夫人を始め四十人の婦人を含む二百五十人を逮捕し、武力を以つて大會を解散せしめた。左に掲げるのは尊敬すべきパンディト・マラヴィア總裁の演説の一部であるが、當時の國內感情をよく反映してゐる。

『最近十五ヶ月間に、數千の婦人と相當數の子供を含む約十二萬人が投獄された。政府が抑壓政策に着手したとき政府の豫想は六週間で會議派を粉碎するにあつたことは公然の秘密である。政府は十五ヶ月間を費して未だに目的を達してゐない。藉すに更に十五ヶ月を以つても、政府は目的を達し得ないであらう。』

これを語つたのは、若い激し易い青年ではなく、會議派最長老の最も穩健な指導者である。従つて、會議派の一九三二年及び一九三三年の要請にたいする國民の反響は、準備の缺如、一九三二年一月始めの會議派組織者及び財政關係者の突然の檢舉、一九三二年九月マヘトマ・ガンディーの斷食による運動の轉換、不可觸賤民解放運動等の惡條件にも拘はらず、決して不満足なものではなかつた。が、國民は五月の或る晴れた日の朝、ガンディーが一般不服從運動を中止したことを聞いて愕然としたのであつた。

獄中のガンディーは彼の追隨者が獄外で不可觸賤民解放運動を充分に推進しなかつたため贖罪として三週間の断食を行ふことに決めた。(註1) 断食の目的は官吏ではなくて不可觸賤民の悲しむべき状態に對して責任ある國民の心を變へようとするものであつた。政府はこの種の断食にたいしては何等反対することなく、又實際のところ、この断食はインド國民の內的紛争を世界に知らせるに役立つものであるから、イギリス通信機關はこれをとりあげてヨーロッパの新聞紙に弘く報道したのである。(註2)しかし、結局政府はガンディーを釋放する方が賢明であると考へた。ガンディーは釋放された翌日、上記の聲明則ち一般不服從運動停止の聲明を發表した。(註3)最初、一般不服從運動は六週間停止されたが更に六週間則ち七月末日まで停止された。運動の譯のわからぬ突然の停止は普通ならば國民會議派内部に廣汎な反対を惹起するものであるが、ガンディーが死ぬかもわ

からない断食の最中にあつたので、凡ての理性的判断も暫く停止されたのである。一般不服從運動を停止すると共に、ガンディーはインド政府に法令を撤廃し一般不服從運動者の囚人の釋放方を要請した。しかし政府としては從前の政策を繼續することとなつてをり、個人のやうに政策を一夜で變更すると云ふやうなことは出來なかつた。會議派の重要な分子はガンディーが一九三三年五月、政府に屈服した後、彼を非難することを好まなかつたり、或ひはおそれてゐたのであるが、故ヴィタルベイ・J・パテル及び予は、ウイーンからマハトマ・ガンディーの決定を非難する旨の宣言書を發表した。宣言書は、ガンディーの決定が事實上過去三十年の犠牲を無にしたものであり、一般不服從運動及びガンディーの指導の失敗を意味する旨を述べたものであつた。それで、もつと急進的な政策及び指導を必要とする時であつたのだが、一般の人心はマハトマ・ガンディーの健康のことでお杯であつたので、宣言書は所期の效果を收めることができず、予の友人ですら、ガンディーの生命が断食のため危險状態にあるとき、彼を批判するは無禮なことであると考へたのである。

七月に當時出獄してゐた國民會議派の重要な分子の會議がブーナにおいて開催された。これは全印會議委員の非公式會合とでも云ふべきものであつた。會議において出席者は二派に分れ、一派は運動の廢止を叫び、他派は積極的に運動の再開を主張した。前者の方が多數であり、この派の大部の人達は、下院の内部で鬭争を展開せんとするスワラジストの政策(一九二九年ラホール大會で廢

止されたもの）を復活することに賛成であつた。しかし最後に至つてガンディーに萬事委せることに決した。ガンディーの發議で、ガンディーが總督に會つて彼と了解に達するやう試みると云ふことになつた。もし、これが失敗に了れば、會議派は個人的一般不服従運動を再開し、大衆的一般不服従運動は行はないと云ふことに定めた。この意味は、會議派は運動を大衆的規模の上に組織することはやめてこれを個人に委ね、個人は又個人で、どうしても法律を破らざるを得ぬ場合には、自己の責任において爲せと云ふのである。vana會議直後、ガンディーは總督に接近し會見を求めたが、彼が得たものは屈辱的な拒絶であつた。それでガンディー及び數人の彼の親密な友人が一般不服従運動を各自行つたが、一九三三年八月までに全部投獄されて了つた。その際はガンディーの投獄も大した反響を捲き起さなかつた。

ガンディーの忠實な信徒が個人的不服従運動を全國的に試み、その結果約百人許り投獄されて了つた。大衆的不服従運動が失敗してゐるのであるから、個人的不服従運動の効を奏しないのは當然であつた。入獄して見てガンディーは、彼の一九三二年度の獄中生活中に不可觸賤民解放運動指導に際して與へられた如き便宜が、今回は何ら與へられないことを知つた。（註⁴）よつてガンディーは、政府がもし便宜を與へないならば断食に訴へざるを得ぬ旨通告した。ガンディーのこの態度とサチャグラハの囚人は自發的に獄則に従はなければならないと云ふ彼一生の信條とを、どう云ふ風

に一致せしめるべきか、俗人には判断のつきかねる次第である。しかし、當時政府の立場はあまり面白くなく、又、個人的不服従運動が消滅しつゝあること及びガンディーを釋放しても危険がないと云ふことが明瞭であつたので、再びガンディーを放免した。出獄するやガンディーは自分は一九三三年八月に一年の刑を受け刑期満たざる前に釋放されたのであるから、一九三四年八月まで自己を囚人として見做す旨、又、その時まで一般不服従運動を提唱しない旨聲明した。

一般不服従運動を提唱するに先立つて、ガンディーは七月に會議派の仕事及び一般不服従運動の統御に關して秘密が多く、この秘密は會議派を襲つた失敗の主たる原因である旨のステートメントを發表した。マハトマ・ガンディーの意見では、會議派の組織は腐敗して了つたと云ふのである。この直後、ガンディーの發議で代理總裁M・S・アネイは會議派の全組織を解體する旨の命令を發した。何んたる混亂と云ふべきか！ 國民は何をなすべきなのだらうか？ 正常の理性はとうていガンディーの論理について行くことが出來ないし、明白な眞理を語ると期待され得る人は手近かにゐなかつた。この時、パンディット・ジャワハルラル・ネールが二年の刑期を終へて出獄した。この人こそガンディーを動かし、國民會議派を混亂から引き出し得る人である。パンディット・ネールはガンディーと長く會談し、後は手紙を以つて意見を交換した。往復文書は正式に發表されたが、これを熟讀して見ると、實際論よりも純理論の色彩が強い。一般の人達の痛切に知りたがつてゐるのは、バ

止されたもの）を復活することに賛成であつた。しかし最後に至つてガンディーに萬事委せることに決した。ガンディーの發議で、ガンディーが總督に會つて彼と了解に達するやう試みると云ふことになつた。もし、これが失敗に了れば、會議派は個人的一般不服従運動を再開し、大衆的一般不服従運動は行はないと云ふことに定めた。この意味は、會議派は運動を大衆的規模の上に組織することはやめてこれを個人に委ね、個人は又個人で、どうしても法律を破らざるを得ぬ場合には、自己の責任において爲せと云ふのである。ブーナ會議直後、ガンディーは總督に接近し會見を求めたが、彼が得たものは屈辱的な拒絕であつた。それでガンディー及び數人の彼の親密な友人が一般不服従運動を各自行つたが、一九三三年八月までに全部投獄されて了つた。その際はガンディーの投獄も大した反響を捲き起さなかつた。

ガンディーの忠實な信徒が個人的不服従運動を全國的に試み、その結果約百人許り投獄されて了一つた。大衆的不服従運動が失敗してゐるのであるから、個人的不服従運動の効を奏しないのは當然であつた。入獄して見てガンディーは、彼の一九三二年度の獄中生活中に不可觸賤民解放運動指導に際して與へられた如き便宜が、今回は何ら與へられないことを知つた。（註⁴）よつてガンディーは、政府がもし便宜を與へないならば斷食に訴へざるを得ぬ旨通告した。ガンディーのこの態度とサチャグラハの囚人は自發的に獄則に従はなければならないと云ふ彼一生の信條とを、どう云ふ風

に一致せしめるべきか、俗人には判断のつきかねる次第である。しかし、當時政府の立場はあまり面白くなく、又、個人的不服従運動が消滅しつゝあること及びガンディーを釋放しても危険がないと云ふことが明瞭であつたので、再びガンディーを放免した。出獄するやガンディーは自分は一九三三年八月に一年の刑を受け刑期満たざる前に釋放されたのであるから、一九三四年八月まで自己を囚人として見做す旨、又、その時まで一般不服従運動を提唱しない旨聲明した。

一般不服従運動を提唱するに先立つて、ガンディーは七月に會議派の仕事及び一般不服従運動の統御に關して秘密が多く、この秘密は會議派を襲つた失敗の主たる原因である旨のステートメントを發表した。マヘトマ・ガンディーの意見では、會議派の組織は腐敗して了つたと云ふのである。この何んだる混亂と云ふべきか！ 國民は何をなすべきなのだらうか？ 正常の理性はとうていガンディーの論理について行くことが出來ないし、明白な眞理を語ると期待され得る人は手近かにゐなかつた。この時、パンディト・ジャワヘルラル・ネールが二年の刑期を終へて出獄した。この人こそガンディーを動かし、國民會議派を混亂から引き出し得る人である。パンディト・ネールはガンディーと長く會談し、後は手紙を以つて意見を交換した。往復文書は正式に發表されたが、これを熟讀して見ると、實際論よりも純理論の色彩が強い。一般の人達の痛切に知りたがつてゐるのは、バ

ンデイト・J・ネールとマヘトマ・ガンディーとが根本的に意見の合致を見たか見なかつたと云ふことではなくて、如何にして、會議派が生命と活氣とを恢復し得るかと云ふことであつた。比較的自由であつた四ヶ月の期間にパンデイト・ネールは自由に書き、語り、彼の社會主義的或ひは共產主義的思想を吐露したのであつたが、國民會議派は復興の何等の徵をも示さなかつた。『インドは何處へ』と云ふ題の非常に興味ある、すぐれた論文において、彼はすべての社會的特權及び既得権をなくするためには社會的及び經濟的平等を説いたが、これは會議派にとつて何の助けにもならなかつた。ガンディーに次ぐ人氣を持ち、無限の勢力を持ち、最も立派な思想を持つ頭腦があり、世界情勢の動きに關して最新の智識を持ちながらも、ネールには決意する能力、必要とあらば不人氣をも敢て顧みないと云ふ能力、則ち指導者の根本的素質が缺如してゐたことを暴露したのは非常に遺憾なことであつた。(註5)しかし、これは致し方のないことであつて、彼に期待されたところのものは、彼以下の人によつて果されなければならなかつた。

パンデイト・ネールの出獄後、ボンベイの指導者K・F・ナリマンが釋放されたが、彼はたゞちに一九三三年七月のブーナ協定に關する彼の意見を公開した。(註6)

ガンディーは一九三三年八月、總督が彼に無條件會見を許可しなかつたからとて一般不服従運動開始を決意したのであるが、これを評してナリマンは、『會見か然らずんば死』と云ふのが現在の民

族的スローガンであると言つてゐる。更に彼は『昨八月再開した鬭争はスワラジのためではなく、立憲政治的前進のためでもない。これは、「無條件會見」「國民權利」を主張するためのものである。もしこの權利が承認されたとすれば、穩健な個人的鬭争も撤回し政府と人民とに平和が招來されるだらうが、國民會議派の政治目的は何ら達せられてゐないのである』と述べ、マヘトマ・ガンディーの秘密攻撃に關しては『現代の戰争やスポーツには、吾人の計畫を前以つて敵に知らさなければならぬといふ規則はない。しかし、自分は、これは宗教鬭争であつて政治鬭争でないことを忘れてゐる!だから、スポーツの規則も現代戰の規則も適用してはいけないのだ! 計畫や將來行動に關して秘密を保つと云ふことは現代のすべての民族的運動及び鬭争の根本なのだが』と語つてゐる。『大衆』を撤回し『個人的不服従運動』にとどめると云ふガンディーの決斷を評して、彼は『個人に各自の責任において法律を破りその行爲の結果を甘受せよと語るだけで、果してインド國民會議派と云ふものが必要であらうか? 己れの欲するところを行つてその結果を甘受すると云ふ永遠の自由はアダムの時から人間に與へられてゐる』と述べてゐる。次に、一人でも一般不服従運動を續けるならば如何なる壓迫も抑壓し得ざるが如き大衆運動復活を確保し得ると云ふガンディーの主張をとり上げて、『もし、この「一人」の理論が正しいとすれば、インドもアイルランドも、あの感動的な、忘れんとして忘れ得ない、戰慄すべき、愛國的英雄的自己犠牲(テレンス・マツクスイ

（ネイ及びチャーチル・ダスの例を指す）の後で一變してゐなければならぬ。この謬見は凡てかの支持し難き理論及び把握し難き根據——さきに論破した「心境變化」理論則ちイギリス人が苦痛に悩み降伏するだらうと云ふ理論——に基いてゐるのである』と述べ、又、會議派の全組織を解體するか或ひは停止すると云ふ決定を批判し『何人も、人民投票によつて成立するに至つた國民會議を解體することは出來ない』と主張してゐる。最後に彼は『如何にして我々はガンディーが自己の殆んど救ひ難い習癖、不斷の失策、宗教と政治の混淆から脱するやう説くことが出来るであらうか』と問ふてゐる。ナリマンの意見では、パンディット・モティラル・ネール亡き後、ガンディーには『政治の工事監督、すなはち操つり人形のやうにガンディーに繰られる無言のミイラではなくて、卒直に物を言ふ巨人』を必要とするのである。

運用委員會の中に一人でも大膽に物事を考へ齒に衣着せずして語り得る人のあつたことはめざましいことであり頗もしいことでもあつた。しかし、ナリマンは分析において光彩陸離たるものあつたが、實行においては弱かつた。行詰り打破のため全印會議委員會を召集すべしと云ふナリマンの提案は、書記長パンディット・ネールの顧るところとならず、又、ネールは一九三四年一月、カルカッタにおいて煽動的演説を行つたと云ふ廉で投獄され、事態暗澹たるものがあつた。この役を引受けたことに當つたのは、デリーの回教徒指導者M・A・アンサリ博士であつた。アンサリは一九三三

年イギリス滯在中保守黨政治家の傲岸な態度及びインド國民會議派は打倒されたと云ふ主張に接し屈辱と苦痛を受けたのであるが、彼のこの氣持は歸國して會議派が假死の状態にあるを見るに及んで一層切實なものとなつたのである。マハトマ・ガンディーに會議派の蘇生を要請した後、カルカッタのB・C・ロイ博士と共に、彼等と考へ方を同じくする會議派同志の會議を一九三四年三月デリーに召集した。この時すでに一般不服従運動は全く死せるも同様の有様であつたが、會議派は諸法令のために活動することが出来ず、政府は一般不服従運動を無條件に撤廃するに非ざれば法令を撤廃せずとの態度に出た。會議派指導者にとつて混乱から抜け出る唯一の方法は、屈辱を甘受し、一般不服従運動を廢し、法令の撤廃もしくは停止を得る以外になかつた。デリー會議は、議會選舉戰のために全印スワラジ黨を復活することを決議し、以つてこのことに備へたのであつた。（註⁷）

2

翌月デリー會議より大きい會議が同じ題目について討議するため召集され、マハトマ・ガンディーがその地に赴くのでビハール州のランチが集合地に定められた。會議はデリー會議で到達した全印スワラジ黨復活の決議を再確認し、首唱者のアンサリ及びロイはマハトマの支持を得ることが出来た。翌五月全印委員會が三年振りで、バトナに召集された。會議では、ガンディー自身會議派黨

員は議會に參加すべきであると云ふ意見を提唱したので一般を驚かせた。この決定は、政府がインド下院を解散し、十一月に總選舉を行ふことに決してゐるので、一層重要であつたと云ふべきである。全印委員會はスワラジ黨をして活動せしめる代りに國民會議派自身責任をとることに決し、その結果、選舉運用のため議會局を設置した。委員會は更に一般不服從運動を停止することに決したが、マハトマ・ガンディーは不服從運動を提唱する權利を保留した。(註8)政府は事前に全印委員會の決定が如何なるものであるかを知つたので、會議の非合法的性質にもかゝはらず、それを公然と開くことにたいし何等の妨害を試みなかつた。會合の後で政府は會議派の敗北及び屈辱が完全なものであることを知り、全國の會議派組織の大部分を抑へてゐた禁止を解き、活動することを許容したのである。

來るべき選舉に出陣すると云ふ全印委員會の決議は反對を受けずして通つたわけではなく、決議に對して反対した强硬派があつた。但し、反対したのは、舊『非^{チエンジ}變^{ペーティ}更^ガ派』ではなかつた。これは黨首のガンディー自身が議會參加案の提唱者なのだから問題ではない。反対は、新しく結成された會議派社會主義黨から出た。全印委員會が審議を重ねてゐる時、反対連中は彼等の黨の全印會議を開催した。この黨は聯合州及びボンベイから強い支持を得てゐたのみならず、インドの各地からも相當の支持を得てゐた。情報によれば、會議派社會主義黨はその綱領を、純粹の社會主義者のみ

ならず、會議派の議會參加政策にあきたらぬ人々に對しても提議したらしい。しかし、議會の内部で鬭争すると云ふことは何等非社會主義的なものでないのだから、議會參加に對する反対が社會主義黨から出たと云ふことは不幸なことである。恐らく會議派の急進分子のあるものを代表してゐる社會主義黨は、本能的に穩健分子の全部を網羅せる黨に反対せざるを得なかつたのであらう。又、一九三四年スワラジ黨復活に指導的役割を演じた人々は、一九二三年スワラジ黨の中核を形成してゐた戰鬪的グループとは人物の格を異してゐたことも、疑ひを容れない。又一九二八年、舊スワラジ黨及び『非變更派』の連中が『獨立^{インデペンデンツワラ}主義者』に對して共同戰線をはつたやうに、一九三四年においても、この二派は團結して彼等共同の敵に當つたことは甚だ興味あることである。會議派社會主義黨は或る點において、四十年乃至五十年以前に流行してゐた思想や合言葉に逆戻つたのである。最近の報告によれば、この黨の組織は大多數の州において發展し、最近のボンベイ委員會の選舉には半數の議席を獲得したと傳へられてゐる。

かくの如く社會主義者達の脅威あるにも拘はらず、一方會議派運用委員會は充分な纏りを有してゐなかつた。五月のペトナ會議以後、運用委員會はボンベイ及びベナレスにおいて、會議を開いたが、イギリス政府の宗派裁定に對して如何なる態度を探るべきかに關して意見の對立を見たのであ

る。パンデイト・M・M・マラヴィア及びM・S・アネイは宗派裁定は白書と同様断乎として反対すべきものであると主張したに對し、回教徒の影響下にある殘餘の運用委員會のメンバーは、宗派裁定の完全に不愉快なものであることを認めながらも會議派は宗派裁定を『容認すべきでもなく排斥すべきでもない』と主張したのである。何故回教徒の指導者がかかる態度をとつたかは、カラチ大會後、彼等が強硬な態度をとつてマハトマ・ガンディーをしてコミュナリスト回教徒の分離選舉要求を承認せしめなかつたことと考へ合はせると、まことに説明し難い。理由が何であらうと事實は、彼等は今日運用委員會に對して七首を擬してゐる立場にあり、彼等が固執するため、運用委員會は宗派裁定を承認もしなければ排斥もないと云ふ滑稽極まる態度をとらざるをえなくなつた。宗派裁定を排斥しないことに賛成の議論は二つの面を持つてゐた。則ち、第一には會議派は國內のコミュナリスト回教徒をも含めて全部の黨派を代表すべきものであり、第二には凡ての黨派が一つの解決點に到達する迄は現在の解決（則ち宗派裁定）を立てるべきである、と云ふのである。この議論は二つとも誤謬である。第一に、國民會議派は國內の凡ての黨派を代表してゐない。例へば、ヒンズー教徒にしろ回教徒にしろイギリスに忠義をつくす人々を代表してゐない。第二に、悪い解決を排斥してこそ良い解決に達するのである。白書と同様に宗派裁定も、これに代る解決があらうとなからうと、眞向から否定さるべきである。更に、この『凡ての黨』思想は嘘であり危険である。

自由のために闘ひつゝある黨のみが憲法成立の責任をとり得るのである。そして、宗派問題に關する限り、會議派の解決はすでにがあるのである。それはそれとして、誰しも現下の状勢においては民族主義的回教徒は、恐らくは無意識的にではあらうが、次第にコミュナリスト回教徒と協調しつゝあるとの結論に到達せざるを得ない。

妥協への凡ての試みが失敗に歸するや、パンデイト・マラヴィア及びアネイは運用委員會及び議會局を辭し、宗派裁定及び白書と鬭はんが爲、會議派國民黨なる別派を創立した。この黨は、八月十九日全印會議をカルカッタにおいて開催した。會議を統裁したのは、パンデイト・M・M・マラヴィアで、入黨許可委員會の委員長は、著名な化學者であり博愛主義者であるP・C・ロイ卿であつた。會議は上首尾で、ベンゴール州の輿論特にヒンズー教徒の輿論が同黨を支持してゐたこと明白であつた。ベンゴールのヒンズー教徒は新議會において宗派裁定により總數二百五十の間中か八十しか議席を割り當てられてゐず、これに反して回教徒は百十九の議席を割り當てられてゐるので甚しく不平であつた。（註⁹）これに加ふるに、マハトマ・ガンディーの斷食當時に締結されたブーナ協定により、ベンゴールには最下層階級問題が存在しないにも拘はらず、これ等八十の議席の中三十で、ベンゴールのヒンズー教徒は宗派裁定を排斥しないと云ふ運用委員會の決議に痛く憤激したの

である。(註10)

現在選舉の結果が如何なるものであるかを言ふは難しいことであるが、恐らく、會議派が大多數を獲得するものと見られる。會議派國民黨は少數しか得られないであらうが、下院における彼等の宣傳及び仕事は、ヒンズー教徒の強固な支持を得ることと思はれる。宗派問題以外の問題では會議派の兩派は一致するであらう。民族主義的回教徒に關する限り、彼らが多數の議席を獲得することを望んでゐる。

會議派運用委員會と會議派議會局との會議は中央州のワルダにおいて、九月八日、九日、十日に亘つて開催された。會議派の二派を妥協せしめる最後の試みがなされたが失敗に歸した。この會議においてガンディーが政治活動から隠退することを眞剣に考へてゐることが傳へられた。最初、會議派内部の指導者が宗派問題に就いて分裂したことが、ガンディーを非常に混亂させたものと思はれた。しかし、ガンディーの信任ある、部下の一人であるマドラスのラジヤゴバラチャリは、九月七日、ステートメントを發して『ガンディーが會議派の指導權を拋棄すると云ふ噂の根源は、ガンディーが會議派からすべての暴力の形式を更に決定的に追放するために會議派組織を改革しようと考へてゐると云ふ事實に求められる。もし會議派がガンディーの改革をとらなければ、ガンディーは来るべき會議派大會の後で嚴密に非暴力運動者の團體をつくるべく獨自の運動開始を準備するか

も知れない』と語つた。十日後、ガンディーは隠退の意志ありとの噂を肯定するステートメントを發表したが、友人の請ひによりボンベイにおける會議派の次の大會の後まで彼の決意を延ばす旨述べた。會議派幹部の腐敗に言及し、ガンディーは三ヶ條の會議派組織改革案を提案した。

一、會議派目的達成のための『合法的にして平和的手段』なる語を『誠實にして非暴力的手段』に換へること

二、年額四アンナ(一アンナは十六分の一ルーピー)の會費を收める代りに、會員は少くとも十五番手以上は自分で紡いだ八千呎の均一の糸を會議派の貯藏所に收めること。(註11)

三、會議派の會員たること六ヶ月に満たざるもの並びにカーディを常事着用すること六ヶ月に満たざるものは、會議派選舉に投票することが出來ない。

マハトマ・ガンディーは結論として、彼の提案が大多數の人達に受け入れられないと懸念してゐる旨、及び妥協の餘地が存してゐる旨、並びに人々が若しマハトマ・ガンディーを指導者たらしめんことを欲するならば、彼の提案に深甚の考慮を拂つて貰ひたい旨を述べた。

インド國民會議派年次大會は一九三四年十月の二十六日、二十七日、二十八日に亘つてボンベイにおいて開催され、現行憲法によるインド下院の選舉は十一月に行はれることになつてゐる。一九三〇年一月會議派が下院から脱退した結果、政府はオッタワ協定を三年の期限を以つて下院に批准

させることが出来たし、又一般不服従運動抑壓のための諸法令を法令書に記載せしめることも出来たのである。下院に國民會議派が再び登場することになれば、政府にとつて悩みの種にはなるだらうが、違法運動が現れ政府をしてこれに忙殺せしめるやうなことはないであらう。次期年次大會に關する限り、二つの問題に就いて活氣ある鬭争が展開されるものと思はれる。一つは、會議派國民黨は全印委員會及び會議派年次大會に宗派裁定排斥を要請するだらうし、他は、會議派社會主義黨が社會主義的プログラムの採用を迫ることこれである。この試みは二つとも恐らく失敗に歸すると思はれる。この二つの問題に關してマヘトマ・ガンディーは昔の敵手則ちスワラジスト大多數の支持を得るものと思はれる。彼等がもし一人残らずガンディーに反対すれば彼は以上の二つの問題の内どちらかで敗北を喫すると云ふ危険を冒すことになるだらう。しかし、議會に參加するといふ提案をなすことによつて、ガンディーは大多數を味方にすることが出來、かくて、會議派内部における彼の地位を確保することにならう。政治の第一戰線から隱退し彼自身のサチャグラハ組織を強化するといふことの代りに、彼自身の考へに従つて會議派の組織を變更しようと云ふガンディーの現在の意圖は、彼をよく知る者にとつては何等驚くべきことではない。(註12)

ガンディーのこの態度は、一九二四年釋放後ベルガウム大會において彼の敵手に勝手な眞似をさせた時の態度を髣髴せしむるものがある。しかし、彼の指導權に對する窮極の挑戦は會議派國民黨

からではなく會議派社會主義黨から來ることと思はれる。(註13)

3

會議派が一步一步と降伏に向つて進んだ一九三三年—三四年の期間、政府はその他の方向においても地歩を固めることが出來た。一九三三年一月、長引いたミールート陰謀事件の判決が下り、起訴されたもの三十人の内二十七人が各種の刑を宣告された。丁度この頃、チタゴングのテロリストの指導者で三年間檢舉の手を逃れてゐたスルジヤ・センが逮捕され、特別裁判所で審理を受けた後、他の仲間と共に絞首の刑に處せられた。二月及び三月には國境地帶の獨立種族との間に紛争が起つたが、ナデイル・シャー王下の親英アフガニスタン政府の援助及び空爆の力で、政府はこれを首尾よく處理し得た。三月白書發表後、下院はアブドゥール、反對黨の首領ラヒム卿提案の下記の決議を通過した。

『立憲的改革を要求する提案が、行動のより大なる責任及び自由を中央及び地方政府における人民代表に與へられるやう修正されざる限り、國の平和、満足及び進歩を保證することは不可能である。』

政府は、勿論のことであるが、こんな氣のぬけた決議に惱む必要は毫末も感じなかつた。政治犯

囚人虐待に關して一般に相當の動搖があつた。たとへば、一九三二年十月二十七日、ナシク監獄において政治犯囚人アムリトラール・モラルジは枷をかけられ、地下室に放り込まれ、五人の獄吏に棍棒で殴打され、吊し上げられ、叩きつけられ、遂に氣絶して了つた。このことが知れ渡るや、深刻な憤激をまき起し、爲に政府は事件責任者たる獄吏を處分するの餘儀なきに至つた。又、中央州のアムラオチ監獄でも、數人の政治犯囚人は一九三二年四月二十二日ひどい暴行を受けたことがあつた。これらのことに対する動搖や調査は約一ヶ年續いた。一九三三年三月一日、政府は遂に糊塗的な報告書を發表したが、これすらも暴力の使用を認め、一般不服従運に關する囚人に適用する規則の修正を約したのである。

一九三三年三月、白書の發表に引き續き、政府は四月初旬上下兩院の議員十七名より成る合同特別委員を任命した。兩院においては事件に關する討論が行はれたが、下院では野黨を率ゐるものはウインストン・チャーチル及びヘンリー・ペイジクロフトであり、上院ではロイド卿及びハルスベリー卿であつた。委員會は四月十二日リンリスゴー卿を委員長に選び、インドからの『參與員』の顔觸れを承認した、この參與員は委員會の會に參加するのであるが、如何なる問題に關しても投票權なく議會に對し報告書を提出することも出來ないのである。インド參與員を加へた委員會の會議は五月十日に始まり非常にながく續いた。インド大臣は異例ではあるが、委員及びインド參與員に

政府の意圖を知らせるため會議に立會人として出席したものである。インド大臣の説明は數週に亘り、合計一萬六千の質問に答へた。一九二九年以來、特に一九三三年三月白書發表以來、ウインストン・チャーチルが率ゐるところの頑迷派は、インドの立憲的前進に對して頻りと反対して來たのであるが、これに鑑みて合同議會委員會は白書の條項を更に骨抜きにすることと思はれる。(註14) 委員會の報告は一九三四年十一月になされることになつてゐる。

一九三三年インドは一人の價値ある人を失つて重大な損失を受けた。カルカッタの市長たること五年、且つ一九二五年以來運用委員會のメンバーであつたJ・M・セングプタは七月の二十六日一八一八年發布の取締條令第三項によつて抑留中、突然脳溢血で死去した。越えて十月二十二日、下院の前議長であり會議派の錚々たる指導者の一人であるヴィタルベイ・J・パテルがジエネバ近傍の診療所で心臓病で死去した。遺言により彼の遺骸はボンベイに送られ荼毘に附されたが、二十萬人が葬式に列つた。彼は全部の遺産を——約十萬ルーピーを民族運動に寄附した。

一九三三年の末、第二回ビルマ圓卓會議がロンドンで開催された。第一回圓卓會議は一九三一年十一月に行はれたのであつて、ビルマの代表者は第二回及び第三回のインド圓卓會議には招請されなかつたのである。第一回ビルマ圓卓會議の構成は非分離派の代表者が少いと云ふ理由で、強い非難があつたので、政府はインドよりの分離問題に關し總選舉を行つた。選舉は一九三二年十一月に

行はれ、非分離派が多數を獲得したが、政府はビルマ議會がインドとの無條件聯盟に反対なる事實を奇貨とし、政府の持案たるビルマ分離を遂行したのである。そこで、第二回ビルマ圓卓會議が一九三三年に召集され、ビルマの非分離派は多數であつたにも拘はらず、分離派より少い議席を與へられたのである、ビルマがインドから分離され、中央及び地方人民のために兩院制の立法府が設立されることは確である。(註15)十二月、種々重要な會議が例の如く開かれた。自由聯盟はJ・N・バースを議長としまだラスに會議を開き白書を攻撃した。全印婦人會議は、カルカッタに大會を開いたが、インド各地からの婦人代表は教育及び社會改革並びにジエネバの國際委員會におけるインド代表等の問題に關し熱心に討議を重ね成功を収めた。勞働組合會議は、カウンボールで會議を開いたが、決議の中にボンベイ州における纖維勞働者の受けてゐる虐待及び勞働者の要求貫徹のためのストライキがボンベイにおいて宣言された。ボンベイにおけるストライキへの呼掛けに對する反響は熱狂的なものであり、他の地方においても同情罷業するものがあつた。罷業を切りくづすため、政府側は再び共產主義の妖怪をかつぎ出し、共產主義が背後にすると云ふ口實でボンベイにおける多數の主だつた指導者を監獄に叩きこんで了つた。他の州、例へばパンジャーブにおいても同じく共產主義の亡靈が歩き廻はり、パンジャーブの勞働者農民黨キルティ・キシヤン黨は非合法の共產主義

團體であると宣告された。政府は労働運動の急進派に對する壓迫を強化すると同時に、ベンゴールにおいて、テロリストのテロ運動撲滅のため徹底的手段を探つたのである。一年前にあつては單なる殺人未遂行為が死を以つて罰せられたが、一九三四年においては、武器、爆發物の所持が同様に死をもつて罰せられた。最近のベンゴール州知事ジョン・アンダーソン卿殺人未遂事件は——これは二年前に起つた同様の事件(註16)を髣髴させるものであるが——輿論がかゝる暗殺行為に反対であるにも拘はらず、未だテロ行為が不幸にも屏息してゐることを示すものである。

會議派の降伏及び殘酷な壓迫政策により、インドにおける事態は、イギリス政府にとつて良好なものとなり、イギリスの對印貿易は増進した。オッタワ協定の批准に就いては既に述べたが、これにより『帝國特惠』の原則が、インドの反対及び損失を無視して、インドに行はれることとなつた。なほ、インドの織物貿易に關して、二つの手段、則ち日印協定及び英印協定が締結された。

この二つの協定は、種々尤もらしき理屈によつてインドの利益であると強調されてゐるが、インドの輿論は、貧乏なインド消費者を出来るだけ搾らうと云ふイギリス資本家、及び一部のインド資本家の不淨な同盟であると見做してゐる。民族主義的政黨が再び立法府に設立されるまでは、この二つの手段がインドに與へた害をなくすることは不可能である。

インド下院の選舉は現在（一九三四年十一月）進行中である。現在より新しい立憲的改革實施に至るまで、注目に値するが如き事態の進展は絶対に有り得ないと思はれる。

註1 有名な九月断食以後、ガンディーは十二月再び断食を行つたが、これは短期間のものであつた。本文の断食は、ガンディー自身の語るところによれば、『ハリジヤンのため一層注意深くあるやうな自分及び自分の仲間をきよめるための心からの祈禱』であつた。

註2 断食のニュースがヨーロッパの新聞に現れた時、予はウイーンに滞在してゐた。十四ヶ月の獄中生活の結果、予の健康は極めて危険な状態となつた。予を診てゐた在ラクノーのインド軍醫部のバッケレイ中佐が予を治療のためヨーロッパに送る方がよからうと政府にすゝめたので、インド政府は旅費筆者負擔で予のヨーロッパ行を許可した。予はボンベイで釋放され、一九三三年ウイーンに到着した。

註3 政府がガンディーを釋放すれば彼が一般不服従運動を停止することを知つてゐたかどうかは不明である。一九三三年五月八日ガンディーが断食を開始するや、政府は断食の目的の性質及び彼の心境に鑑み、政府はガンディーを釋放することに決めた旨のコミュニケを發表した。ガンディーの釋放後、會議派代理總裁アネイはガンディーの勧告により一般不服従運動の停止を命じた。

註4 政府の理由は、この前は裁判を経ずして投獄されたのであり、今回は裁判を経て有罪を宣せられた

のである、と云ふのである。

註5 パンデイ・ジャワ・ハルラル・ホールのこの缺陷は、會議派が危機にあつた一九二三年一二四年及び一九二八年一二九年においても同様に現れた。

註6 彼のステートメントの全文については一九三三年十一月ボンベイのギルガオンのボンベイ書籍部發行の『國民會議は何處へ行く』を參照されたい。彼は一九三〇年以來運用委員會のメンバーであつた。

註7 デリー會議の前に、民主主義スワラジ黨會議がブーナのN・C・キルカー及びボンベイのジャムナダス・メータの發議でボンベイにおいて開催された。會議の目的は選舉戦の觀念普及をせるにあつた。この會議はマハラシュトラ全部の支持を得たものである。

註8 一九三四年四月七日、マハトマ・ガンディーはスワラジ獲得の一手段として一段不服従運動を停止することを全會議派黨員に勧告し、現下の状勢においては只一人、則ち彼自身のみ一般不服従運動の責任を持つべきである旨のステートメントを發表した。この奇妙な權利の保留は全印委員會によつて一九三四年五月承認され、同年十月ボンベイ會議派によつて承認された。

註9 現行憲法によればヒンズー教徒はベンゴール州上院において六六%の議席を有してゐる。これは國民會議派と全印回教聯盟との間に一九一六年成立したラクノー協定によるものである。

註10 バンジャーブのヒンズー教徒の場合も同様であつた。それでベンゴール州及びバンジャーブ州の選

舉民の大多數は會議派國民黨のメンバーを下院に選出したのであつた。

註11 會議派現行の組織においては、會員は年額最低四アンナを拂はなければならない。ガンディーの考へは、單に會費を拂ふ代りに紡績を會員の義務たらしめると云ふのである。

註12 筆者が以上のことと誌した後、ガンディーは一九三四年十月十六日ボンベイで開催された會議派年次大會で隠退を聲明した。この所謂隠退に關しては第十八章で言及する。

註13 一九三四年十月一日付のインドよりの手紙によれば、會議派社會主義黨の會議が最近ペナレスで開かれ、會議派の選舉を援助せず、又、經濟政策を行はない會議派に役員として參加しない旨決議した。社會主義黨は會議派をも會議派國民黨をも攻撃したのである。

註14 以上のことを書いた後、合同議會委員會の報告書が發表されたが、予の危惧は適中した。

註15 一九三四年十一月二十二日發表の合同議會委員會の報告は、ビルマのインドよりの分離を規定してゐる。

註16 一九三二年二月、カルカッタ大學の集會においてゼナ・ダス嬢なる若い卒業生がベンゴール州知事スタンレー・ジャツクソン卿を狙撃せんと試みた。知事は僥倖的に死を免れ、ダス嬢は九年の刑を宣告された。

第十五章 白書と宗派裁定（註1）

1

一九三三年三月發行の白書に收められてある提案は、イギリス政府が三回の圓卓會議を経て到達した試驗的結論を代表してゐる。この案によれば、インドはもはやイギリス政府直轄の英州インドと、インド土侯すなはちイギリス皇帝宗主權下の君主が支配する土侯國とに分たることなく、シンド及びオリッサを含めて合計十一州よりなる英州インド及び自發的に參功する土侯國となりなるインド聯邦たるべきこととなつてゐる。これらの土侯にして、聯邦への參加を希望するものは、聯邦に關するものと認めらるゝ諸事項に對する彼等の權力及び支配權を聯邦目的のためにイギリス皇帝に移讓する旨、繼承證書の形式で表明しなければならない。かく移讓された權力及び支配權は、新憲法令によつて設立される適當な聯邦機關が行使することとなる。聯邦制度はイギリス皇帝の布告によつて誕生することとなるが、布告は以下の條件が満足されるまでは發布されない。

一、イギリス皇帝が、インド土侯國の總人口の半數以上を代表し、且つ聯邦上院において州に割り當てらるべき議席の半數以上を占むる資格のある土侯が、聯邦制に參加する希望を發表せ
る旨の通知を受取ること

二、イギリス議會の兩院がイギリス皇帝に對し、かゝる布告の發布を請願すること。なほ、最初の聯邦内閣が設立される前に、政治的影響下に置かれざる聯邦準備銀行が、インド法律によ
つて設立され順調に運用されをること（註²）

白書は更に『中央政府における變化及び土侯國の參加に先立つて、新州政府の設立されることは
便利であり寧ろ必要である』と述べてゐる。それで、聯邦制の設立が無期限に、憲法令がイギリス
議會を通過した後でも、延期されると云ふことが明白である。

土侯を立憲機構の中に入れると云ふことは英州インド内の急進派を妨害する保守的分子を聯邦議
會にあてがふことを意味する。かゝる目的の下に、他方、聯邦議會における英州インドの代表者は
制限されてはゐるが普選の下に直接或ひは間接選舉によつて選出されるのであるが、（註³）土侯國
からの代表者は土侯の指命によるものなのである。インド總人口の約四分の一を占めてゐるインド
土侯國の人民は、聯邦議會において何等の代表權を持たぬことになつてゐる。（註⁴）聯邦組織運用
におけるインド土侯又は彼等の指命者のイギリス政府にたいする支持は、イギリス政府がインド土

侯の專制的行政に何等容喙せざることを約するが故に、確かなものとなるであらう。かくて、もし
聯邦制が結局白書案に従つて設立されるものとすれば、インド土侯は内政に關する彼等の君主權を
保有し、聯邦機構運用に勢力を持つこととならう。更に、インド土侯國は聯邦稅に關して特殊の權
利或ひは免稅を享受し、聯邦議會においてはその人口に比して過大の代表權を持つこととなる。し
かし、イギリス政府が投げ與へたかやうな餌にも拘はらず、多くのインド土侯は立憲的改革を嫌惡
してゐるのである。

白書によれば、從來同一人によつて占められた副王の職と總督の職とは、分離されることとな
る。總督は聯邦の行政長官であつて、同時にインドの陸海空の最高指揮權を掌握することとなり、
副王はイギリス皇帝の代表者であり、インド土侯國及び聯邦の憲法外の事項に關する皇帝の權限を
執行することとなる。又、總督は自身保留事項を取扱ふ省、たとへば國防、外事、宗教事務等を取
扱ふ諸省を指導し監督することとなる。この行政において總督を補佐するものは三名の參與官で、
これは總督自ら任命する投票權なき三名の兩院の有職議員である。その他の權限執行に際して總督
を補佐するものとして大臣會議がある。大臣は總督に任命され、嫌になるまで職に留ることが出來
聯邦議會の上院か下院か、何れかのメンバーでなくてはならない。參與官は總督にのみ責任を負ひ
大臣は、議會に對して責任を負ふが、總督の各省にたいして持つ支配に服さねばならない。行政に

關しては、總督は政府事務を律するに必要なりと考へる如何なる規則及び規則實施の手続きをも任意に作成することが出来る。總督は又、財政に關して彼が負ふ特別の責任遂行を補佐せしめる財政顧問を任意に任命する権限がある。財政顧問の俸給は總督の定むるところで議會の協賛を必要とせず、又、議會にたいして責任を負ふ必要もない。

保留事項にたいする獨占的責任は別として、總督は以下の事項に關して『特別の責任』を有する旨を宣言する。

- (1) インド及びインドの如何なる部分においても、その平和及び靜穏にたいする重大なる脅威は、如何なるものをもこれを防止すること
- (2) 聯邦の財政的安定と信用との保證
- (3) 少數派の正當な権利の保證
- (4) 公務に服する役員にたいして憲法令によつて規定されたる権利は、如何なるものをもこれを保證し、且つ、彼等の正當なる権利を保證すること
- (5) 商業的差別待遇の防止
- (6) 如何なるインド土侯國も、その権利を保護すること
- (7) 總督の指導及び支配下にある凡ての省の行政に關する事項

以上に述べてある『特別の責任』を如何なる場合にあてはめるかは全く總督の任意である。

イギリス皇帝よりインド總督に示達るべき訓令中には、總督は彼自身の責任において指導し支配する省の行政及び彼が任意に處理する事項に關しては、インド大臣の統制の下に置かれることが規定される。他の事柄に關しては、總督は各大臣（聯邦政府の）助言に基いて處理することを原則とするのであるが、法律によつて賦與された特別の責任遂行と矛盾すると考へる場合、或ひはインド大臣指導の下に必要と判断する手段を採る場合は、聯邦政府大臣の助言を採用しなくとも差支はない。そして、かかる事柄に關しては大臣の議會にたいする責任は存在しないこと明白である。

總督は六ヶ月の期間を以つて法令を作成發布し、保留事項を取扱ふ省或ひは彼の特別の責任の要求に必要なりと考へる場合は、何時でもこれ等の法令を更に六ヶ月延長する権限がある。聯邦議會が閉會中であり大臣が非常事態の存在を確信する場合、總督は英州インド政府のために法令を作成發布する権限を有する。この種の法令實施中は、聯邦議會の法令と同様の力と効力とを有する。更に、憲法崩壊の場合には、總督は任意に布告を發し、聯邦法律によつて賦與されたる権限にして聯邦政府を有効に運用するに必要なりと彼が認める一切のものを掌握し得る権限を有する。

聯邦政府は上院（カウンシル・オブ・ステート）及び下院（ハウス・オブ・アセンブリ）の兩院より成る。兩院の議員の任期は解散されざる限り、各七年及び五年である。上院の議員は二六〇名で、

内譯、英州インド選出のもの一五〇、インド土侯任命のもの一〇〇、總督任命のもの一〇である。英州インド選出一五〇名の内、一三六名は州議會議員が單一副記投票（第一候補者の得點が何れも絶對多數に達せぬとき豫て投票用紙に投票者の記した豫備候補者の名によつて更に當選者を定める選舉方法）によつて選出し、大きい州は各一八名、小さい州は各五名である。殘餘の一四名は、ヨーロッパ人七、インド基督教徒二、インド在住英人一、及び、クールグ、アジメル、デリー、ベルチスタン、夫々一名から成つてゐる。上院における英州インド代表の三分の一は、英州インド總人口の僅か四分の一を占めてゐる回教徒が占める。下院の議員は三七五名で、内二五〇名は英州インドより、一二五名はインド土侯任命のものである。（註5）英州インド選出の議員の各社會、職業に對する割當は、最下層階級（ヒンヅー）一九、シーカ教徒六、回教徒八二、基督教徒インド人八、インド在住英人四、ヨーロッパ人八、婦人九、商工業一一（この内、約六名はヨーロッパ人である）（註6）地主七、労働者一〇、一般（ヒンヅー教徒その他）一〇五である。

最下層階級の議員選舉方法は一九三二年九月のマハトマ・ガンディー斷食後に締結されたブーナ協定に則る。法案は兩院に上程されるが、財政法案及び豫算票決は下院においてのみ上程される。如何なる法案も兩院が協賛し、總督が贊同するまでは法律にならないし、保留事項に關する法案の場合は、イギリス皇帝が裁可の表明をするまでは法律とならない。しかし、總督は、その期日まで

に法律となすべしと云ふ總督のメッセージあるにも拘はらず、特定の期日までに兩院を通過しない法案を總督法として任意に發布する權限がある。總督法は議會法と同様の力と効力とを有する。總督は更に、上程された法案又は上程すべく提案された法案又はその法案の條項或ひは動議され提案された修正案が總督の責任遂行を阻害すると考へる場合は何時でも任意に該法案、條項或ひはその修正案の停止を命ずる權限がある。それで、總督は、審議中の法案の修正に關して非常に廣汎な權利を與へられ、法律を完全に拘束し新法律を發布することが出来るのであつて、現在と雖も總督はかかる廣汎な權限は有してゐない。

白書は更に『保留事項を取扱ふ省及びこれ等の省以外の領域における總督の「特別の責任」以外に總督が大臣の助言を求めたり或ひは求めることを求められたりする何等の憲法上の義務のない第三の範疇に屬する事項がある。この目的のために或る特別の權限が憲法によつて總督に附與され、この權限は總督によつて「任意に」遂行し得る。』イギリス政府は『任意權限』の範疇に、次の事項を含むことを豫期する。則ち

- (1) 議會を解散し、閉會し、召集する權限
- (2) 法案に同意を與へ、或ひは同意を與へることを差控え、或ひは保留してイギリス皇帝の裁可を待つ等の權限

- (3) 或る種の法案の上程に關して前以つて裁可を與へる權限
- (4) 非常事態起り憲法令に規定された期間の終了まで延引する時は、重大なる結果を齎す恐れある場合、即時に議會の合同會議を召集する權限
- 立法手續に關し、總督は次の如き規定を設ける權限を有する。
- (1) 保留事項を取扱ふ省及び總督が負ふ他の特別の責任から生ずるところの、或ひは阻害するところの事柄に關して、議會事務の手續及び遂行を取締ること
 - (2) 總督が前以つて任意に許可を與へざる限り、次の事柄に關する討論及び質問を禁ず
- (一) インド土侯がその繼承證書に聯邦事項なりと認めたるもの以外のインド土侯國に關する事項、又は

(二) 總督が知事との關係において任意に採つた處置

(三) イギリス皇帝或ひは總督と、外國或ひは諸侯との相互關係に影響を及ぼす事項

總督の作成せる規則と議會の作成せる規則との間に矛盾ある場合は、前者が有効であり、後者は無効である。

以上のことから見て、「議會に對する行政部の責任」を無効にせんが爲に、無數の保留がなされてゐるのみならず、議會の權限が著しく縮少されてゐることは明白である。要するに聯邦議會は現在の

インド議會よりも無力のものとなり、總督は現在の總督よりも強力のものとなるのである。

總督は、會計年度毎に議會に提出すべき聯邦の歲入歲出及びこれ等豫算の充當に關するステートメントを發表する。歲入充當に對する提案は、次の如き歲出事項に關する限り、議會の票決にまつ必要はない。すなはち利子、減債基金費用、憲法令によつて定められた支出、總督、財政顧問、大臣、參與官の俸給及び手當、保留事項を取扱ふ省の費用、聯邦裁判所、大審院の判事の俸給、公共事業の各部門或ひは職員に支拂ふべき俸給及び年金等。(註7)豫算充當に關する總督の提案説明において、總督が彼の特別の責任遂行に關して必要なりと見做す附加提案を、票決を要するものと要せざるものとを問はず、明記する。先に述べた支出項目に關する提案と總督の特別責任遂行に必要な提案とを除いた歲入充當に關する提案は、下院に附託され票決される。上院は、正式に通過した動議によつて、兩院の合同會議を開き、下院が縮少し或ひは拒否した要求を最後決定にかけることが出来る。豫算審議の結末において總督は、すべての充當項目(票決されたるもの、票決を要せざるもの)に署名して認證するのである。總督は、彼の認證せる支出の中に、彼の特別の責任遂行上必要なりと認めたる附加額を包含せしめ得る權限を有する。しかし、これは、項目について總督が認證せる附加支出額が、總督が支出に關するステートメントによつて議會に提出せるその項目の額を越えざる場合に限るのである。かくて、如何なる支出にしても、下院がこれを拒否するも總督はこ

れを復活せしめ得ることとなるのである。中央及び州の立法分野は、夫々憲法に規定された各項別に區別される。又、州政府に純然たる地方問題や私的性質の問題を法制化し得る権限を與へることが提案されてゐる。しかし最初は地方的であり私的ではあるが、後に至つて全インドの問題となる可能性に備へて、かゝる権限を總督の権利の下に置き、總督は任意に同一問題に關する聯邦議會の法制化に承認を與へると云ふことが提案されてゐる。

聯邦大臣の地位に關して、白書は『大臣の人數及び俸給は聯邦議會令がこれを規定する』(註8)と述べてゐる。しかし、聯邦大臣の俸給及び手當は聯邦議會の上院の票決も下院の票決も必要としない旨の條項があるのである。(註9)（州大臣に關しても同様の規定がある）

2

聯邦司法に關しては、白書は聯邦裁判所及び大審院の設置を規定してゐる。聯邦裁判所は初審及び上告審理の裁判を行ひ、憲法令の解釋に關する紛争及び憲法令による権利及び義務に關する事項を取扱ふ。憲法令の解釋に關する事項に控訴は、聯邦裁判所の決定によつてイギリス樞密院に持出される。大審院は英州インド内の高等裁判所よりの控訴を取扱ふ。大審院より樞密院への控訴は民事に限るのであつて、大審院の許可を必要とする。刑事に關してはかゝる控訴は許されない。白書

發表後、サムエル・ホーリー卿は兩院合同委員會において單獨大審院を設置する案を廢し、下院が望むならば、下院が聯邦裁判所の権限を擴大して、樞密院にたいする控訴權を含む最高法院たらしめ得るごとき條項を附加すべき旨述べた。白書によれば、聯邦裁判所の裁判長及び判事（設置された場合は大審院の裁判長及び判事も）はイギリス皇帝によつて任命され、不都合の所爲なき限りは永久官たり得る。彼等の俸給、恩給等は樞密院の批准を経たる勅令によつて定められ、議會の票決を必要としない。

憲法令實施とともに、インド大臣行政參事會は解散し、インド大臣は三人以上六人以下の人員よりなる顧問會議を設置する。憲法令實施以前にインド大臣によつて任命され官職にあるものは、その當時有してゐたすべての權利を實施以後においても持つ。憲法令實施後も、インド文官、インド警察、宗教省の役員を任命し、かゝる人達の俸給、手當、恩給、訓練、指導は、インド大臣の作成する規則によつて規定される。インド大臣によつて任命された人々は任命當時に有する權利をそのまま持つ。『憲法令實施後五年を経て、涉外省及び宗教省を除く他の部門における將來の官吏募集に關し法定調査を行ふ。法定調査——これには關係インド諸政府が參劃するのであるが——の結果に基く決定はイギリス政府が行ひ、イギリス議會兩院の協賛を必要とする。』(註10)

それ故に、インドに所謂責任なるものが附與されてあるにも拘はらず、重要な職務は依然として在

ロンドンのインド大臣の支配下にあるわけである。聯邦及び州大臣は部下たる官吏にたいして何等の支配権を有せず、又處罰することも出来ない。他の職務に關しては、聯邦及び州政府は聯邦及び州の官吏を任命し、奉職條件を決定する。聯邦及び州官吏任用試験施行は聯邦公務委員會及び州公務委員會がこれにあたる。聯邦公務委員會の委員はインド大臣これを任命し、州公務委員會の委員は州知事これを任命する。公務委員會委員の俸給は議會の票決を必要としない。それで、公務委員會と云ふものは人民の意志から全く離れたものなのである。

イギリス人の利益を保證するために、さらに若干の條項が附加された。聯邦制實施の先決條件として前にも言及したインド準備銀行は、ロンドンの指令にしたがつて通貨及び爲替を取扱ふことになるであらう。(註11)

インドの鐵道ならびにそれが有する大きな資産は、法定の鐵道局の管理するところであつて、これは『業務本位であり、苟も政治的干渉をうけない』やうに作られるはずである。鐵道局の構成に關しては、人民は何等の發言權を持つてゐない。

最後に英國の商業上の既得権益を犯さぬやうに作られた最も緊要な規定がある。聯邦議會及び州議會は、大英國に居所を有する個人又は大英國において設立せられた法人を、或る特定の權利、例へば、英州インドへの入國、旅行及び居住等の權利の行使、すべての財産の保留、英州インド人との

貿易及び營業、且つ代理店の任意の設定又は使用人の雇傭等に關し、これを禁止又は拘束し或ひは差別的取扱をなすが如き立法をなす権限を與へられてゐないのである。かくの如き立法上の制限は今日ですら存在してゐない。例へば今日のインド議會は、後日總督の否認する可能性があるとしても、營業及び貿易上インド人に特種の利益を附與するが如き立法をなし得るのである。インド海運會社にインド沿岸貿易を保留せんとする沿岸海運法案の如き立法については、全般的にこれを禁止する意図をイギリス政府が有することは明白である。

インドの輿論が強く要求する『原則的權利』に關して白書は云ふ。『イギリス政府はかかる性質を持ついかる宣言をも法文化するについて多大の異議を認めるが、例へば個人の自由、私有財產の所有權、カスト或ひは宗教等の差違に關係なく官公吏に任用せらるゝ適格性の承認等の如き種類のものに關しては、特定の規定を適當に憲法々案中に設け得、又設けるべきことを以つて満足する』としてゐるのである。言論の自由、結社の自由等の原則的權利については何等言及されてゐないばかりか、些細なる權利が與へられるといふ保證すらないのである。(註12)

白書によれば、州大臣、州議會及び州行政部に對する知事の權限は、中央において總督が享有する各種の權限の丸寫しであるから、これ等の規定を再録するには及ばないのである。ただ一つ異なる點は、規定中に顧問の支配する『保留部』なるものがなく、稍々これに相當する『除外部』^{カウンセラーレザーブトメント}なるものがなく、稍々これに相當する『除外部』^{エクスクルーシブ}である。

「ゾットエリヤ」又は「部分的除外区域」なるものがあつて、その行政は議會の管轄外になつてゐることである。

州の多くは州議會を一つのみ有するのであるが、ベンゴール州、聯合州、ビハール州には二個の議會がある。下院（レジスレー・ティブ・アセンブリー）の任期は五年であり、上院（プロビンシャル・カウンシル）は七年となつてゐる。州上院議員の一部は知事の指名により、回教徒及び非回教徒の形成する各選舉區より選出されるのであるが、ベンゴール州及びビハール州では一定數の議員は、單一副記投票制によつて州下院によつて選出される。又ベンゴール州では一名は一定の資格を有する歐洲人の選舉權者の選出するところである。州下院の構成は次に説明を試みることにする。

白書に述べられてゐる選舉權に關する試案は、ロシャン委員會報告、首相の宗派裁定及びブーナ協定に基盤を置いてゐるが、大體現行の州選舉權が聯邦議會下院の選舉權とされた。投票者數のうち婦人の男子に對する比率は變更されないのであらう。現行の選舉權は各州を通じて財產に基礎を置くを原則としてゐるが、白書の提案は、男女を問はず教育資格によつて財產資格を補はんとするのである。

最下層階級の場合には區別選舉制を探り、その人口の約2%に對して選舉權を附與しようとするのである。白書は全インド人口の2%から3%との間に於いて、即ち約七百萬から八百萬の間で聯

邦下院議員選舉權者を限定しようと提案してゐるのである。

將來の州議會選舉權は、男女を問はず財產に基礎を置き、教育資格を以つてこれを補ひ、婦人の場合には夫が保留する財產を以つて資格とするものである。最下層階級に對しては區別選舉制をとり、その人口の一〇%に選舉權を與へようとするのである。投票者のうち婦人の男子に對する比率が、現在の約一對二十一に較べて約一對七になるであらう。白書によれば、直轄州は全人口の平均約一四%，即ち成年人口の平均約二七%が有資格者となるであらう。

州、中央を問はず各議會のシーカ教徒、回教徒、インド人基督教徒、英印混血者及び歐洲人に割當られた議席は、それぞれ各コンミュナル別に選舉される。これ等の選舉區内にあつて、資格はあるが選舉をなし得ない者（コンミュナルが異なることにより）は、「一般選舉區」内における投票を行ふ資格がある。最下層階級の議席が「一般議席」のなかから一定數だけ保留されてゐることは別表に示す通りで、又その選舉法はブーナ協定に規定されてある。即ち最下層階級の選舉權者による第一次選舉は別として、ヒンズー教徒の全區域を包含する共通選舉を以つてその基礎とする。

下院における婦人の議員は單一副記投票制の方法を以つて選出される州議會の議員を以つて充當するのであるが、州議會議員の選出法は起草中である。商業、産業及び地主から選出される議員は特別選舉區より選出されるのであり、労働者より選出される議員は、一部は労働組合、一部は特別

選舉區と云ふ風に宗派によらざる選舉區から選出されるのである。インド基督教團體及び婦人團體は區別選舉制に極力反対の意思を表明してゐるが、その主張は無視されてゐる。ベンゴール及びパンジープ兩州においては、回教徒が多數を占めてゐる。他の諸州では回教徒が少數派として法的に議員の比率を多く與へられてゐるのに、この兩州では少數派たるヒンズー教徒にこの特權が與へられてゐない。以上の各規定を要するに、州議會は次表のごとく構成されてゐる。

州 単位 括弧内 百人口萬	一般議員數	級層最下ニタメノ保留議員									
		シーケーク議員數	印度議員數	英印議員數	歐洲議員數	大學生員數	勤労者員數	園地講員數	商業及產業講員數	大學生員數	勤労者員數
マドラス (四五・六)	一五二(内 婦人六名)	三〇	一	〇	二九(内 婦人一名)	九(内 婦人一名)	二	三	六	六	一六二一五
ボンベイ (一八・〇)	一一九(内 婦人五名) (註三)	一五	一	〇	三〇(内 婦人一名)	三	二	三七	二	一七一七五	
マラッカ (四五・六)	一四四(内 婦人四名)	二〇	〇	〇	六六(内 婦人二名)	二	一	二三六	一	三三二八	
バンジャーブ (二三・六)	四三(内 婦人一名)	八	〇	三(内 婦人一名)	八六(内 婦人二名)	二	一	一五	一三一七五		
ビハール (三二・四)	八九(内 婦人三名)	一五	七	〇	四〇(内 婦人一名)	二	一	一五	一三一五二		
中央州 (一五・五)	八七(内 婦人三名)	二〇	一	〇	一四	一	一	一二四	一三一五二		
アッサム (八・六)	四八(註四) (内 婦人一名)	七	九	〇	一四	〇	一	一二四	一三一五二		
西北國境州 (二・四)	九	〇	〇	三	三六	〇	一	一二〇	〇四一〇八		
シンド (三・九)	一九(内 婦人一名)	〇	〇	〇	三四(内 婦人二名)	〇	〇	一二〇	〇四一〇八		
オリッサ (六・七)	四九(内 婦人二名)	七	二	〇	四	一	〇	一二〇	一六〇		

(註一) この議員を選出する選舉母體は多くの場合、歐洲人が數において優勢であるかインド人が多數であるか法律的には定つてゐないのである。故に各州において歐洲人とインドとの數が幾許あるかは

判然と断言することは不可能なのである。然し大體、マドラス州は歐洲人四、インド人二、ボンベイ州は歐洲人四、インド人三、ベンガール州は歐洲人十四、インド人五、聯合州は歐洲人二、印度人一、バンジャーブはインド人一、ビハール歐洲人二、インド人二、中央州（ベラールヲ含む）歐洲人一、インド人一、アツサムは歐洲人八、インド人三、シンドは歐洲人一、インド人一、オリッサはインド人一の割當となつてゐる。

（註二）このうち七議席はマーラツタ教徒のために與へられてゐる。

（註三）このうち一議席はツマンダー教徒のために與へられてゐる。地主議員のうち四は、綜合選舉區から成る特種選舉區の選出する議員が占めることになつてゐる。恐らくヒンズー教徒一・シーカ教徒一、回教徒二といふやうに配分されるのであらう。

（註四）この婦人議員はシロングの非宗派的選舉區から選出されるのである。

白書中に含まれてゐる宗派裁定の偽らざる目的は、インドを現在以上に分割區分し、この憲法に見られる貧弱なる改革の効果をも完全に骨抜きにすることにあるやうに思はれる。代表を選定するといふ企圖はインド人民の和解點を高めることには向けられず、逆にインド人民間の相異點（もしありとすれば）を、立法の上でさらに強調せんとするものである。即ち全部の構想が「分割し統治する」といふ毒々しい精神から出發してゐるのである。

人民を分割せんには、政府筋の見込みによれば、親英の度合の濃厚なる者、例へば回教徒の如き者を先づ宥和慰撫しようとする計畫を樹てるのは當然である。十九世紀及び二十世紀初頭までは、政府は地主に依存する傾向を持ち、同時にヒンズー教徒に味方して回教徒を無視する態度をとつたものであるが、二十世紀の初期に到つては地主は政府に忠誠を餘り示さなくなつた。例へば、ベンガールにおいて彼等は分割反対運動に參加し、一九〇五年及びその後の『スマデシ』運動に協力したものである。故にインド人民を分割しようとするには、新手段を構じなければならなくなつたので、一九〇六年には、總督ミントー卿の示唆をうけ一二三の豫備交渉があつた後、回教徒領袖の或る者は、區別選舉制を始めて提唱した。この要求が直ちに實現されたことは、一九〇九年のモーレイ・ミントー改革中にある所謂憲法の前進が、すつかり骨抜きにされる破目になつたのを見ても分る。回教徒に對する區別選舉區は、一九一九年の『インド統治法』のうちにも擧げられてゐるのであるが、過去十四年間の經驗に徴すれば、區別選舉區を遂行しても、又議會に政府黨が多數を占めてゐても、政府は敗北を繰り返すよりも出來なかつたのである。故にイギリス政府としては、インド人社會を尙一層細く分割する必要があり、これを實施すれば、將來の議會における反英聯盟結成の機會を最少限度に喰止め得ると見たのである。

この見地からして、インド基督教徒、婦人、最下層階級等、これに回教徒、歐洲人、歐印人、及

びシーエク教徒を加へて各別に獨立別箇の選舉區を作るといふ提議が起つて來たのである。『讓歩の前に先づ分割』といふこの主義は、イギリスがアイルランドに對して行つたことを想起せしめる。即ち、アイルランド自由國の憲法がイギリス政府によつて承認される前にアルスターを分離したのである。ところでインドの場合では、かかるセクト的、反動的な基礎をもつては、いかなる憲法も榮え得ないことは言ふまでもない。

以上白書の提案を概觀すれば、イギリス政府の權力をインド人民に譲渡するものではないことが明白になつて來る。權力の大部分はインド大臣が英帝國のために保留してゐる。州知事及び中央の總督の權限中にある凡ての事項はインド大臣の管轄内にある。インド大臣は高級官吏を支配し、又インド内に施行せらるゝすべての立法は彼の否認し得るところである。大審院及び聯邦裁判所の判事及び聯邦官吏の任命はインド大臣の權限にある。結局將來のインド總督は、今日の總督よりは一層專制的であり、益々權力を擴大することにならう。『保守部^{レザーブト・デパートメント}』、『特種責任^{スペシャル・レスポンシビリティ}』又は、『任意裁量權^{チャリショナリーパワー}』の如き名目の下に、インド大臣は今日の權力よりは一層廣汎なものを把握することになる。議會の權限内にある極めて普通の事項でも、總督には干涉する權力が充分にある。全歲出の八割は審議をうけない。議會の事務すらも、今日よりは一層總督によつて嚴重に取締られるのである。さらに聯邦議會の構成は今日の中央議會の構成よりも一層反動的なものである。州につ

いても同様、何等の改善も行はれないであらう。『州自治』とはかけ聲ばかり、全くの虛偽である。かくて、インド人たるものにして新憲法を祝福する者は一人も居ないであらう。

註1 この章では白書と宗派裁定の概略を紹介する。一般讀者にとつて興味の薄いと思はれる詳細については、ステーショナリ・オフィス印刷發行の『インド立憲改革の提案』（一九三三年）を參照されたい。

註2 豊備銀行法案はすでにインド下院を通過した。

註3 白書は聯邦議會下院の場合には直接選舉を、上院の場合には間接選舉を推薦してゐる。しかし、兩院合委員會はいづれの場合においても間接選舉を推薦してゐる。

註4 一九三一年の調査によれば、ビルマを含むインドの總人口は約三億五千二百萬人である。ビルマを含まぬ英州インドの人口は約二億五千七百萬、インド土侯國の總人口は約八千一百萬である。

註5 インド土侯國の總人口は、インド總人口の四分の一以下であるにも拘はらず、下院においては、三三一三パーセント、上院においては三八パーセント以上の議席を占めてゐる。

註6 インド在住のヨーロッパ人はインド總人口約三億五千二百萬に對し十六萬八千百三十四である。それにも拘はらず、下院において十四、上院において七の議席を有する。

註7 法律制定の經驗より判断するに、豫期といふよりは寧ろ危惧といふべきものは、票決を必要とせざ

る項目が全歳出の八〇%を占めるといふことである。白書は、いかなる事項が、票決を不要とする項目に入るかを決定するものは總督であると規定してゐる。

註8 白書提案第十五節

註9 同第四十九節

註10 同第一百八十九節

註11 一九三四年十月四日ロンドンのインド省は、インド準備銀行が一九三五年初期設立される旨の聲明を發表した。銀行の總裁、總裁代理、重役は勿論イギリス政府が任命する。事實、數人の人々が既に任命されたのであつて、オスボーン・スマス卿は總裁に、J・B・テーラーは首席總裁代理に、シカンダー・ハイヤット・カーン卿——曾てバンジャープ州の知事代理であつた——が次席總裁代理に夫々任命された。

註12 例へば人身保護法によつてイギリスにおいては禁じられてゐる裁判によらざる投獄が、インドにおいて禁じられるかどうかもあやしいのである。

第十六章 インド史におけるマハトマ・

ガンディーの役割

およそ、人が歴史上に一つの役割を演ずるには、その人の體力と精神力とに俟つところ大であるが、また境遇と時代との役割を無視することは出來ない。

マハトマ・ガンディーがインド民衆の人心を把握するのも、そこに何らか魅力の伏在するのに由ることは否定出来ないが、彼がもし他の國に生れたならば、恐らく今日の彼たるを得ざるのみか、民衆の指導者としても完全な不適格者になり終つてゐただらう。例へば、彼がロシヤ、ドイツ或ひはイタリーに生れたとして、彼に何が出來得たであらう。恐らく、そこでは、彼の無抵抗主義は彼をやすく死刑に導く道となるか、或ひは彼を精神病院に收容させる理由となつただらう。然るに印度においては全然異つた現象をもたらした。彼の簡易生活、菜食、山羊乳、默想、坐禪等の慣習は古代の聖者の姿を聯想せしめ、それを民衆の眼に現實として焼き付け、人心を益々彼に惹きつけさせたのである。

彼の行く處、如何なる貧民もガンディーを目してインド人中のインド人となす。マハトマ・ガン

ディーが語る言葉は民衆が語り且つ考へる言葉であり、決してハーバート・スペンサーやエドマンド・パークの言葉ではない。それは例へば、スレンドラ・ナス・バネルジー卿の言葉を思はせ、そのうちにバガヴァギーターとラーマヤーナがある。

彼がスワラジに關して民衆に説く時には、州自治や聯邦組織の長所美點を強調するのではなく、古のラーマ王國の榮光を彼等に想起せしめるのであり、民衆はまたよくこれに理解を持つのである。彼が愛とアヒムサ（無抵抗）によつて勝利を收めるべきことを説く時に、民衆は佛陀とマヘーリラを想起して、これを受入れるのである。

マヘトマ・ガンディーの體力と精神力がインド人の傳統と節制とに共鳴を與へるところに、彼の成功の一要因があるので、若し彼がインド史上の他の時代に生れてゐたとすれば、今日の成功は恐らくかち得られなかつたであらう。たとへば、一八五七年の革命當時、人民が武器を持つて戰ふことが出来、戰闘において彼等を指導し得る人を欲してゐた時、ガンディーをあらしめたならば、果して彼は何を爲したであらう。マヘトマ・ガンディーの今日の成功は、一方において立憲主義の失敗、他方において暴力革命の失敗によるものである。一八八〇年以來インドの政治家は立憲運動に没頭してゐたが、かゝる運動に最も必要なのは巧みな議論と雄辯とである。かゝる環境の下にあつて、は、ガンディーも頭角をぬきんすることは出來なかつたであらう。現世紀の開始と同時に、人々の立

憲的方法に對する信念は薄らいできた。スワデシ（民族産業の復活）やボイコットの如き新しい武器が現れ、同時に革命運動が生れた。年がたつにつれて、革命運動は地歩を固め、（特に北部インドにおいて）大戰當時には革命の企てがあつた。イギリスが手一杯である時に革命の企てが失敗に歸したこと、並びに一九一九年の悲劇的事件の結果、インド國民は暴力的方法に訴ふることが無駄であると信ずるに至つた。イギリスの優れた裝備はこのやうな試みを易々と粉碎し、その後に來るものは言語に絶する悲慘と屈辱とであつた。

一九二〇年、インドは十字路に立つてゐた。立憲主義は死し、暴力革命は完全なる狂氣沙汰のこととなつてゐた。しかし默従是不可能である。インドは新しい方法を模索し、新しい指導者を求めてゐたのである。この時、インドの運命の子マヘトマ・ガンディーが立ち上つた。彼は時機の到るを待ち、靜かに彼の前途に横はる仕事に備へてゐたのである。彼は自身の如何なるものであるかを知り、彼の國の要求の如何なるものであるかを知り、来るべき時代のインドの鬭争において指導權が彼の頭上に輝くことを知つてゐた。彼は誤れる謙遜の觀念に煩はされることなく、しつかりとした言葉で語り、人々は彼に従つたのである。

今日の國民會議派は大部分彼の創造であり、會議派の組織は彼の仕事である。彼は會議派を單なる議論團體から、生きた鬭争の機關に轉化せしめた。國民會議派は到るところの町や村に支部を有

し、全國民は一つの聲を聞くやうに訓練された。品性の高尚なこと、苦痛に堪える能力とが指導者の缺くべからざる要素となつた。會議派は今日最大の代表的な政治機關である。

しかし、ガンディーは如何にしてかゝる短期間にかほどのことを爲し得たのであらうか？それは、彼の眞摯な献身と、不退轉の意志と、不撓不屈の努力によるのである。更に、時期がよく、彼の政策が慎重であつた。彼は原動力として登場したが、彼のやり方は大多數のインド國民にとつて決して革命的にすぎるものではなかつた。もし彼が革命的であつたならば、國民を鼓舞する代りに怖れさせ、惹きつける代りに追拂つて了つたであらう。彼の方針は統合にあつた。彼はヒンズー教徒と回教徒、高いカストと低いカスト、資本家と労働者、地主と小作人との融合を計つたのである。

彼の博愛主義的人生觀と嫌惡の觀念の缺如のために、彼は敵側からすらも同情を得たのである。

しかし、スワラジは未だに遠い夢である。國民はすでに十四年と云ふ長い年月を待つたし、更に長い年月を待たねばならないだらう。このやうな品性の純潔さと未曾有の追隨者とを有しながら、どうしてガンディーはインド解放に失敗してきたのだらうか。

彼は失敗した。何故なら、指導者の力と云ふものは、その追隨者の數の大きさによるものではなく、質によるものであるからだ。又、彼はインド人の性質はよく知つてゐたが、敵手の性質は知つてゐなかつた。マハトマ・ガンディーの論理はジョン・ブルにアビールにする論理ではない。又す

べての手をさらけ出して了ふ彼のやり方は、效を奏さなかつた。我々はカイゼルのものはカイゼルに返さなければならない。政治鬭争においては、外交技術なしにはやつて行けないのである。もし我々が我々の自由を非暴力的方法によつてかち得ようと欲するならば、外交及び國際宣傳は不可缺のものである。彼は失敗した。何故なら内面的に反撥する利害關係の偽りの統合は、力の源泉とはならず、政治鬭争における弱點の源泉となるからである。インドの將來は、一に自由をかち得るに必要な犠牲と苦痛とに堪え得る急進的戰鬪的勢力に懸つてゐる。

最後に、マハトマ・ガンディーの失敗の理由として、彼が一人二役、則ち、奴隸化された國民の指導者としての役と新しい教義を持つ世界教師としての役との二つを演じなければならなかつたことが擧げられる。この二元的役割のために、彼はウインストン・チャーチルによれば、イギリス人とつて融和し難き敵であると同時に、エレン・ウイルキンソン娘によればイギリス人にとつて最善の政治家となつてゐるのである。

將來はどうであらうか。將來マハトマ・ガンディーは如何なる役割を演ずるだらうか。彼は彼の愛する國を解放することが出来るだらうか。彼の健康と活力に關する限りは、彼が今後多年活動的にして有用な公的生活を續け、そしてインドの自由獲得に向つて何事か具體的なことをなさんとする彼の決意が、彼の精神をよく維持することは疑ひを容れない、又、彼の人氣及び名聲は、他の政治指導

者の場合と違つて、専ら彼の品性によるものであり、彼の政治的指導力によらない點から言つて、その人氣が彼の生涯の終りまで續くと想像してもよいであらう。しかし、我々が考慮しなければならない問題は、果してマハトマ・ガンディーは政治活動を繼續するか、或ひは政治生活から隠退して——これに就いては現在その徵候があるのであるが——社會事業及び博愛事業に没頭するか、と云ふことである。マハトマ・ガンディーの場合の豫測は危険な問題である。しかし、只一つのことは確かである。それは、ガンディーは誰にたいしても端役を演じないと云ふことである。彼にとつて政治運動を指導することが可能である限り政界に留るであらうが、もし會議派の構成或ひは心的態度が變化すれば、彼は隠退するだらう。この隠退は一時的な場合もあるし、永久的な場合もある。一時的隠退は、再びカムバックするのであるからとして重大なものではない。ガンディーは、曾て一九二四年から一九二八年にかけて隠退したことがあつた。マハトマ・ガンディーの永久的隠退の可能性は、或る程度少くともイギリス政府の態度如何によるものではない。ガンディーがインドのために何事か具體的なことをなし得れば、彼の國內の地位は不敗のものであらう。その時には、いはゆる一事よければ萬事よしで、ガンディーの成功は、彼の人格及び非協力の武器にたいする一般の信賴をいやが上にも確かなものとするだらう。しかし、イギリス政府の態度が今後も今日のやうに非妥協的であるとすれば、指導的政治家としてのガンディー及び非暴力非協力の立場に對する一般

の信賴は非常に搖ぐことゝ思はれる。かう云ふ場合、國民は當然もつと激しい指導者と政策とに走るであらう。

マハトマ・ガンディーは比類のない人氣と名聲とを持ち、今後も政治的經歷の如何を問はず持ち続けるであらうが、彼の特異の地位と云ふものは疑ひもなく彼の政治指導によるものなのである。ガンディーは大衆的人氣の點で傑出してゐるが、彼は單に名聲を持つことにのみ満足するものではない。將來イギリス政府の態度が今日と同様非妥協的である場合、彼が彼の政治的追隨者をそのまま保持し得るかどうかは、彼がもつと急進的な政策へ發展し得るかどうかによるのである。果して彼は國內の種々な要素を結合する企てを拠棄し、大膽に急進的な勢力に身を投することは出来るだらうか。それが出來た場合には、もはや何人も彼を押のけることは出來まい。その時には、インドの鬪争の現段階における英雄はそのまゝ次の段階の英雄となり得るのである。しかし、どちらの可能性が大きいであらうか。

これに關聯して、全印委員會の一九三四年五月のバトナ會議は、興味ある研究材料を呈出してゐる。ガンディーは彼自身乗り出すことによつてスワラジストの叛逆を回避しようとした。然し一九三四年のスワラジストは、一九二二——二三年の活動的なスラワジストではなかつた。それで、ガンディーは彼等を自分の側にひきつけることは出來たが、現在會議派社會主義黨を組織してゐる左

派の離れゆくのを阻止することは出来なかつた。これは、社會主義黨が國民會議派内部に組織された最初の場合であり、今後經濟問題が前面におし出されることは確定的であらう。經濟問題の闡明とともに、種々の政黨が會議派内部及び一般國民間に科學的に組織されることも豫想されうる。

會議派内部の社會主義者は、現在フェビアン社會主義の影響下にあると思はれ、彼等の思想や標語は數十年前流行したものである。それにも拘はらず、會議派社會主義者は會議派及び國內の急進勢力を代表するものである。彼等を積極的に支持するものは今日ゐないが、將來支持が現れゝば黨は更に前進するであらう。

現在、マハトマ・ガンディーに對する他の挑戦が、國民會議派内のベンペイト・マラヴィアの率ゐる會議派國民黨の中には具體化してゐる。問題はイギリス首相ラムゼー・マクドナルドの宗派裁定に關する論争である。しかし、國民會議派も國民會議派國民黨も宗派裁定が必須の部分を形成してゐる白書の排撃に關しては一致を見てゐるので、問題は比較的小さい。只、會議派が愚かにも宗派裁定を公然と非難することをおそれてゐるだけである。會議派國民黨は國內の急進派勢力を代表するものではないから、ガンディーの指導權に對する窮屈の挑戦はこの方面から起るまい。

現段階において決定的に斷言し得ることは、會議派内部に生れる將來の黨派は經濟問題を基礎とするものであると云ふことである。左派が會議派の機構を支配する場合に右派からの脱黨者が續き

今日のインド自由聯盟の如き右派の組織が出來ることは有り得ないことではない。經濟問題が大衆の前に闡明され、黨が明確なプログラムとイデオロギーにを基礎として組織されるに至るには、勿論數年を必要とするだらう。少くとも問題が闡明されるまでは、マハトマガ・ンディーの優越性は、たとひ一九二四年の如き一時的隠退を伴つても、挑戦を受けないであらう。しかし、ひとたび闡明されるや、彼の政治的追隨者は大打撃を受けるだらう。

すでに述べた如く、マハトマ・ガンディーは過去において、兩立しないすべての要素、地主と小作人、資本家と労働者、金持と貧乏人を結びつけようと努力し來つたのである。これが彼の成功の秘訣であつたのだが、恐らくは彼の失敗の窮屈の原因となるであらう。もし、すべての戰鬪的要素が政治的自由の鬭争を續けんとするならば、社會的內部鬭争はなほ暫く延期され、かくて、マハトマ・ガンディーの地位は、國家の公的生活をなほ支配し續けるだらう。しかし、事實は異なる。既得権利を持つもの、則ち『持てるもの』は、將來政治鬭争において『持たざるもの』を嫌惡し、次第にイギリス政府に接近するだらう。歴史の論理は必然のコースを辿るものである。政治鬭争と社會鬭争とは同時に遂行されねばならない。インドの政治的自由をかち得る黨は、同時に大衆のために社會的及び經濟的自由を獲得する黨である。マハトマ・ガンディーはインドのために異常な奉公をなし、又今後もなし續けるだらう。

第十七章 ベンゴールの状勢

一九二〇年以降一九三四年に至る間の事件を取扱ふに當つて、インドの鬭争の凡ての部面を公平に取扱ふと云ふことは不可能であつた。これを分析してみれば、數箇の活動の流れが見出される。主流をなすものは政治運動であつて、これは國民會議派の指導下にある。副次的な流れとしては、全印労働組合會議指導下の労働者運動がある。その外に、未だ中央的全印運動とはなつてゐないが、各州には小作人の運動がある。又、婦人運動、青年運動、學生運動等の副次的運動の外に、會議派とは無關係の、そして政府にとつて由々しき問題がある。すなはち、革命運動がそれである。この運動は多かれ少なかれ各地に分枝を有してゐるが、大體において北部インドに支持者が多く、中でもベンゴール州がこの運動の根據地となつてゐる。現在に至るまで、この運動の背後にある心理に対する眞面目な研究はなされてゐない。政府の重要官吏で有名な心理研究者パークリー・ヒル陸軍軍醫中佐は、永年インド精神病院の擔任者であつたが、彼は政府に問題の組織的研究を提案して採用されるに至らなかつた。現下の状勢においては、正直なインド人にとつてその説明を申出ることは

極めて危険である。彼は立ちどころに運動に同情するといふ廉で告發され、裁判を経ずして獄にぶち込まれる可能性が多い。それ故に、インド人が問題の解明を試みる時には、統治者を喜ばせる目的で馬鹿げた説明をするのが常である。たとへば、革命運動は中產階級の失業の結果であると言つたたぐひの説明である。

先づ、革命運動は無政府主義者の運動でもなければ、單なるテロリストの運動でもないことを銘記しなければならない。革命家は無政府状態や混亂を創造することを目的としてゐない。時折テロリズムに訴へることは事實であるが、彼等の窮屈の目的はテロリズムではなく革命であり、革命の目的は國民政府の設立にある。初期の革命家が革命手段に關する何物かを他國で學んだことは事實であるが、インド革命家のインスピレーションが外國製であると云ふのは誤りである。この運動は、暴力のみが西歐人にきくと云ふ確信から生れたものである。インド人に暴力の効果を教へたのは、イギリス人であるといふことを一般のイギリス人は知つてゐない。二十年或ひは三十年前（或る場合においては現在に至るまで）インドにおける一般イギリス人、特に軍人、警察官吏の一般インド人に對する態度は横柄を極め、自尊心を持つ印度人は誰でも外國の支配下にあるといふ屈辱感に襲はれざるを得なかつたものである。路上において、車中において、公共の場所において、事實、到る處においてイギリス人はインド人が道を譲ることを期待し、譲らざれば攻撃を加へたものであ

る。かやうな紛争の際政府機關は必ずイギリス人の味方をした。高い地位を持つインド人、高等法院の判事すらもが、このやうにして侮辱された事件は枚舉に違がない。インドがイギリス側に立て戦つた大戰當時ですら、インド人とイギリス人との磨擦がカルカッタの電車の中で絶えず起つたのである。（予も度々この種の事件を體驗した）警察もそれにつゞく下位裁判所も正しい判決を下す勇氣がないので、かゝる侮辱に對して何等の法的或ひは立憲的辨濟は行はれなかつた。やがてインド人の逆襲する時が訪れるや、その逆襲の効果は直接的であり素晴らしい。それ以來インド人は逆襲の程度に應じて、自國內を自尊心を傷けられることなく歩き廻ることが出來たのである。

カルカッタの諸大學においても、イギリス人學生のインド人學生に對する侮辱的振舞ひは多かつたのであるが、現在かゝる事件が少いのは、インド人學生が自尊心を保つため暴力を使用するからなのである。

これが革命運動の背後に横はる心理なのである。しかし、ベンゴール州が他の州に較べて運動の根據地であるかに見える事實に就いては、更に説明を必要とする。事のはじまりはマコーレイなのである。政府の一員としてインドに赴いた時、マコーレイはベンゴール人に對して痛烈な酷評を浴せる文を書き、彼等を臆病者と呼んだのである。この誹謗はベンゴール人の心中深くしみ通つたのであるが、同時に政府はベンゴール人が充分に勇敢でないといふ理由で、彼等を陸軍から除外したのである。

かくの如き環境の中に、かくの如くしてベンゴール州の革命運動は成長し來つたのである。これに對する政府の対策は二つあつた。第一に、人民に向つて政治的自由獲得には革命的方法に訴へる必要のないことを實證し、第二に、個々の革命家に對し、平和的建設的な線に沿つて祖國に盡す機會を與へてやることである。最初の方法に就いて云へば、政府の近視眼的政策は革命家の議論を強化せしめるだけであつた。大戰の末期に採用された改革はあまりに貧弱なものであり、廣く失望を買つた。大戰の末期數年の刑期を了へて出獄した革命家は、約束された自由が空虚な夢であり、平

和的建設的線に沿つて國家につくす道の閉されてゐるのを見た。それにも拘はらず、彼等は、マハトマ・ガンディーやデシュバンドウ・C・R・ダスの請に答へて、暴力の道を避け非暴力非協力の新方法を試みることを約したのであり、又、大多數のものがこの約束を実行したことを認めねばならない。しかし、これに對して政府は何を爲したか。或る誤れる暴力行爲が州の一部に行はれたと云ふ事實の下に、一九二三年及び一九二四年に大多數の一齊検舉を行つたのである。當時の一般の印象は、ベンゴール警察の情報部に熱心過ぎる警察官がゐて、彼等の存在及び情報部の存在を正當化するため實際に見た以上のものを想像したと云ふのである。無實の青年を良にかけるため密偵を使用したとさへ信じられた。政府がかゝる苦情を冷笑し去るのはよくない。何となれば、もし眞に問題の根底を知らうと欲するならば、虚心坦懐、かゝる苦情を調査すべきであるからである。

數年後、一九二七年及び一九二八年に政府は再び被拘留者を釋放し始めた。しかし一九一九、二〇年におけるが如く、この時も眞の恩赦は行はれなかつた。釋放前も釋放後も被拘留者は警察に悩まされ、釋放は安堵感の代りに悲痛感を伴つた。もし釋放が寛容な政治の手段として行はれてゐたならば、効果は全く異つたものであらう。もし或る特別の環境が生れてゐたならば、ベンゴールにおける一九三〇—三四年の革命運動の事態は避け得られてゐたものと思はれる。先づ、カルカッタ大會におけるマハトマ・ガンディーの態度が青年の心理に非常な悪影響を與へた。彼等の受

けた印象は、マハトマ・ガンディーは疲れ過ぎて居り、會議派指導下の大衆運動は全然見込みがないと云ふことであつた。かゝる印象のため、青年層の一部は革命的線に沿つて、獨自の活動を開始した。かくしてチタゴングの兵器庫襲撃事件が起つたのである。しかし、この活動は小地域に限られ、結局マハトマ・ガンディーが一九三〇年初期運動を開始した時に、ベンゴール全州の青年はガンディーの運動に參加したのである。ベンゴール州におけるその後の革命運動の發展及びテロリズムの反復行爲に對しては、政府が何人にも増して責任を持つべきである。ミドナップールの事件にせよ、ダッカの事件にせよ、ティツペラ地區の事件にせよ、すべての場合、政府の手先きが暴虐行爲を犯したこと、及び一般人が立憲的方法によつてこれが是正を得ることに失敗したことが、復讐の手段としてのテロ行爲の原因なのであつた。チタゴング地區に起つたその後のテロ行爲の原因も、國內に革命を成就しようとする欲望に歸せらるべきではなく、公權的テロ行爲に對する革命家の復讐慾に歸せらるべきである。

さて、現状勢の下において革命家と和解することが可能であるかどうかと云ふ問題であるが、もし、彼等に接近する方法が正しく、底意が眞面目であれば、勿論これは可能である。この問題の理解には寛大な心が必要であり、この問題の解決には勇氣が必要である。即ち黨に對する直接交渉が必要である。もしまハトマ・ガンディーその他の指導者が自ら進んで彼等の辯護者となつてゐたな

らば、この必要はなかつたのである。しかしこれは望み得ことだから、唯一の方法として直接交渉の道が残される。

警察官は一般に、革命家なるものはイギリスとの關係の絶縁を望むところの、絶対に融和し難き存在なりと主張してゐる。勿論革命家は獨立を主張してゐる。しかしそれは國民會議派とても同様である。會議派との諒解が可能であれば、革命黨との諒解も可能である。一九三一年、時のベンゴール州知事スタンレー・ジャックソン卿はかかる試みを爲すことを望ましいと考へ、故J・M・セングプタを仲介人に立てたのであつた。その結果は全然絶望的ではなかつた。不幸にして交渉が不成功に終つたのは、政府がブクサ拘置所の國事犯囚人の要求、則ち警察官を通じてではなく直接に彼等と交渉して貰ひたいと云ふ要求に應じなかつたことによる。

この種の試みが成功するには二つの本質的な條件が必要なのである。先づ、政府はその寛大な政策によつて、インド人にとって暴力に訴へずして政治的權利を獲得することが可能である點を實證しなければならない。もしイギリス政府の政策が常にインド人の自由に對する要求を拒否するものであれば、和解は永遠に不可能である。次に、政府は、革命的方法を抛棄せんとしてゐるものに對し、平和的建設的線に沿つて國家に盡さしむるやう機會を與へることを心掛けなければならない。

單に職業を與へるだけでは不充分である。政府に對する多くの阿諛者輩が、中產階級の失業をもつて革命運動の原因であると述べ立ててゐるが、かう考へるのは馬鹿げてゐる。もしそれが事實ならば、富裕階級に屬するものは革命運動に身を投じなかつた筈である。中產階級の失業が革命運動の原因でないことが事實であると同時に、ベンゴール州の青年に公職につき得る機會を與へてさへゐたならば、新しい革命運動者を得ようとする企てが失敗してゐたらうことも本當である。青年を潜在的革命力と見做して取扱ふ政府の傾向や、建設的線に沿つて仕事をしてゐては到底スマラジを得ること不可能である現在の地方状勢こそ、革命運動の最も有力な原因なのである。革命的方法は青年の最後の手であり、極端な絶望の表現である。もしこの絶望が取り除かれたならば、政府と革命運動者の和解は確かに可能なのである。このことは青年が愛國者たることをやめ、國に盡すことを抛棄することを意味するものではない。これは、彼等が他の徑路を通じて活躍することを意味するに過ぎない。

近い將來において和解が出来るか否かと云ふことは、主として現ベンゴール州知事ジョン・アンダーソン卿その人によるのである。アンダーソン卿はインドに赴任する前、彼は革命運動を單に抑壓するのみでなく、和解を計るべく革命運動のよつて起るところの深い原因を理解するためにインドに赴くと云ふ旨のステートメントを發したのであるが、ベンゴール着任以來、彼は不幸にも和解實現に向つて殆んど何事も爲さなかつたし、又、熱心な警官の希望することは、悉くこれをなしたに

も拘はらず、運動の深い原因を理解したいと云ふ欲求の證跡さへも示さなかつた。アンダーソン卿は強い男であると云ふ評判があり、この評判も根據のないことではなかつた。強い男のみが、多くの人々を挫折せしめたこの種の問題を處理し得るのである。インドにおける頑迷な文官や警察官は、革命黨は勿論のこと國內の如何なる黨派とも和解することを欲しない。であるから、ベンガール州知事が強い男であると云ふことは必ずしも不幸なことではない。任期満了までの期間に、過去におけるよりももつとよい目的に向つて、彼が心の強さと決意の強固さとを示すことを望ましい。

第十八章 将來の展望

現イギリス下院は一九三六年解散されることになつてゐるので、インド憲法法案は次期總選舉までに議會に上程されることがと思はれる。現在、白書の支持者とウインストン・チャーチルの率ゐる保守黨頑迷派の間に深刻な論争が行はれてゐるが、これはインドにとつて何等興味のないことである。すでに述べたやうに、白書案の内容は何等價値あるものではなく、白書案が更に骨抜きにされやうと、——これはありさうなことである——又、完全に握り潰されやうと、これを悲しむインド人は極めて少い。白書に対するインド人の眞の關心事は、白書が永い闘争に倦み何か有用な建設的な仕事に落ち付くことを欲してゐる人々に、協力の道を閉してしまふと云ふことである。それ故に、政府の方針は現在の反抗を持続することに役立つのみと思はれる。

政府は回教徒や、最下層階級や、インド基督教徒や、在印英人等少數黨の力を藉りて國內の民族主義者の反対を窒息せしめるか、或ひは無視することを欲してゐる。しかしこれが成功するだらうか、暫くの間インドの少數派の大部分が政府の影響下に置かれることは有り得る。これが宗派裁定にお

いて彼等がなした妥協に對する報酬である。しかしこの地位は永續きはすまい。宗派裁定によつて彼等は新憲法下の議會において比較的多くの議席を得たに過ぎない。しかし新憲法はインド國民に全體としても部分としても何等權力を與へないのであるから、議會内の少數黨代表者が議席は與へられたが權力は與へられなかつたことを覺るには永くかゝるまい。議會に議席を占める人々は少數である。これ等少數の人々は全社會の向上に何事かをなし得る場合にのみ、一般大衆を把握し得るのである。國民には何等權力が移譲されてゐないのであるから、これは不可能であらう。各社會が彼等の代表者が彼等のために何事をも爲し得ないことを覺る時、彼等は議會に對して關心を寄せることをやめ、又、憲法に對する一般的の不満足は生長しはじめるであらう。この不満はインドの經濟的危機によつて一層増大すべく、イギリス或ひは他の國における經濟狀態がよくならうとも、インドには何等の反響を起さないであらう。インドの經濟的危機は、單に部分的にのみ世界的經濟的危機の結果なのである。インドの經濟的危機は獨立せる現象であり、それは主として外國特にイギリスの產業家によるインド資源及び市場の搾取、及びインドが外國商品と拮抗すべく自己の工業組織を現代化し得ないことによるもののである。インドの經濟狀態改善は世界の經濟狀態改善のみならず、インドの工業組織の改善を必要とするのである。

インド少數派の援助と云ふものはイギリスにとつて餘り役立つものではない。その理由は、第一

に、回教徒の中には、民族主義者として民族主義的ヒンズー教徒と同程度に反政府的である相當數の有力な回教徒がある。彼等の勢力は失墜するやうなことなく、却つて増大することゝ思はれる。第二に、最下層階級に就いて云へば、今日大多數のものが會議派支持者である。第三に、インド基督教徒は決して親政府的であると云へない。彼等は彼等の年次大會において、毎回、區別選舉を非難し、共同選舉を提唱してゐる。近年インド基督教徒青年層の中には大きな氣持の變化があつた。宗教的立場から彼等はヨーロッパ基督教徒の支配に憤慨し、彼等のための國家的教會の設立を要求してゐる。政治的立場から云へば、インド基督教徒の青年層は急速に親會議派となりつゝある。一九三〇年、予のカルカッタにおけるアリボール監獄入牢中、一團の立派な若いインド基督教徒の囚人と知合になつたが、彼等は一般不服從運動に參加したものであり、インド基督教徒の代表的覺醒分子であつた。第四に、英印混血人に就いて云へば、こゝにも大きな變化が現れてゐる。最近まで彼等は政府の忠良なる支持者であり、イギリス人の忠實な追隨者であつた。彼等はイギリスを彼等の精神的な祖國と見、自己を皮膚の色を除いては如何なる點でもイギリス人であると見てゐた。政府も彼等にインド人には與へない特別の便宜と權利とを與へてゐた。英印混血人はインド法律によるインドの法定土着民であつた。英印混血人團體の指導者 H・ギドネー中佐は、先日彼等の團體に訴へて、インドを彼等の祖國と見、インド人たることに誇りを感ぜよと述べてゐる。彼等の間には、

イギリス人ともはや仲よくすべきではなく、土地の人々と運命をともにすべきであると云ふ氣持が増大しつゝある。第五に、一般イギリス人に就いて云へば、政府のために民族主義運動を抑壓すると言ふやうなことは到底出來ない。この點については政府と一般英人社會との間には密接な提携があつたのであるが、これにも拘はらず民族主義運動は前進して來た。やがて、一般英人社會の勢力は減少こそそれ増大することは有り得ない。例へばボンベイにおいては、實業界の實權はすでにインド人の手に移つて了つてゐる。一九三二年、ボンベイのイギリス會社は徹底的に効果的なボイコットから身を守るために、民族主義運動に同情する旨の決議を行つたことがあつた。オッタワ協定と英印総物協定とは、一般英人社會が現状を維持せんとする最後の試みを現すものである。しかしどれだけ長く民族主義の盛り上る流れを堰き止め得るか疑問である。

そこで、諸般の事情を考察するに、政府は少數派を慰撫することによつて、インドにおける民族主義勢力を永久に弱め得るとは思はれない。しかし、また一方、新憲法の發布までに人民騒擾が起るとは考へられない。一般人民が完全に幻滅を感じるに至るには、今後恐らく二年乃至三年を要するであらう。然る後に新しい大衆的擾亂が始まると思はれる。この擾亂がどんな形をとるかに就いての見透しは現在困難である。

次の二三年間、會議派の内部状勢は幾分落着かないものがあるであらう。則ち、どの黨派も他を

抑へ得る程強くあるまい。現在の形における社會主義黨に多くの前進は望まれない。黨の構成は難多であり、黨の觀念は時代遅れである。しかし黨を組成せしめた動機は正しい。この左派の叛逆から、最後に明確な觀念、綱領、行動計畫を有する新しい立派な黨が出現することは思はれる。現在黨の綱領や行動計畫を細部に亘つて述べることは不可能であるが、大體次のやうなものである。

一、黨は農民、労働者等大衆の利益のために闘ふものであり、地主、資本家、高利貸等の既得権利のために闘はない。

二、黨はインド國民の完全なる政治的經濟的自由のために闘ふ。

三、黨は窮屈の目的としてインド聯邦政府設立のために闘ふ。然し、インドをして一本立ちにならしめるため、強力な獨裁權を有する中央政府を三四年設置することを支持する。

四、インドの農工業再編成のため、堅實な國家計畫組織を支持する。

五、黨は、長老會議パンチによつて支配された過去の村落社會を基礎とする新しい社會組織建設を目的とし、カストの如き現存する社會的障礙の除去に努力する。

六、黨は現在世界に行はれてゐる理論に徴して、新しい金融財政組織建設を目的とする。

七、黨は地主制度を廢し、インド全體のために均一土地所有組織建設を目的とする。

八、黨はヴィクトリヤ王朝的解釋のデモクラシーのためには闘はない。しかし、インド人が自由

になり自己の資力を自由に使用し得る日の來た場合、インドを把持し混亂を防ぐ手段として軍律によつて結束せる強力な黨の支配による政府を支持する。

九、黨はインドの自由獲得の立場を強化するため、黨活動をインド内部にのみ拘束せず、廣く國際宣傳をも併せ行ひ、(註1)現在の國際機關の利用を試みる。

十、黨はすべての急進派組織を一つの國民的執行機關の下に統合し、何等かの行爲を開始する場合、同一の行動が多くの戰線において行はれるやうなさしめる。

ヨーロッパにおいて誰しもが口にする疑問に、「インドにおける共産主義の將來」があるが、これに就いては、今日ガンディーに次いで人氣のあるパンディト・ジャワハルラル・ネールの言引用することとする。(註2)一九三三年十二月十八日、新聞紙に發表したステートメントにおいて、ネールは次の如く語つてゐる。

『自分の考へでは、現在の世界は共産主義の何等かの形態とファシズムの何等かの形態との二つを選ばなければならぬ。自分は全面的に前者に賛成である。自分はファシズムを深く嫌惡してゐる。そして、實際ファシズムは、如何にしても自己を保存しようとする殘忍獸的な現代資本家の努力と何等變るものでない。ファシズムと共産主義との間には何等中間的な途はない。誰でも二つの中一つを選ばなければならないし、自分は共産主義的理想を選ぶ。この理想に到達する方

法や手段に就いては、自分は正統共産主義者の爲したことにして賛成するものではない。自分の考へでは、異なる状勢に應じて種々方法を講すべきであり、各國によつて異なるものと考へる。しかし、自分は共産主義の根本的思想及びその科學的な歴史解釋は健全なものと考へる。』

予の見るところによれば、ネールの見解は根本的に誤りである。我々が進化の過程の最後にあるに非ざれば、又は進化と云ふものを全然否定するに非ざれば、我々の選擇が只二つにのみ限られてゐると斷言する理由がない。ヘーゲルを信じようとベルグソンを信じようと、又他の如何なる進化の理論を信じようと、如何なる場合においても、創造はすでに終りであると考へる必要はない。諸般を考察するに、世界歴史の次の様相はファシズムと共産主義との綜合^{シンセ}であると考へたい。そしてこの綜合がインドに生れてならない道理はないであらう。

予は既に序論において、インドは地理的に孤立してゐるに拘はらず、インドの覺醒は有機的に世界の他の諸國における進歩と關係がある事實を、事例と數字とをあげて實證した。従つて、世界的に重要なこの實驗が、インドにおいて行はれても何等異とするに當らないと思はれる。すでに、他の(マヘトマ・ガンディーの理論の)實驗が、全インドに行はれ、全世界に亘つて深甚な關心を喚起してゐるではないか。

共産主義とファシズムとは互ひにアンチ・テーゼをなすものであるが、兩者は多くの共通點を持

つてゐる。兩者とも、個人に對する國家の優越を信じてゐる。兩者とも議會主義的デモクラシーを排除する。兩者とも黨則を重んじる。兩者とも國家の計畫的工業再編成を主張する。これ等共通の特性は新しい綜合の根本を形成するであらう。この綜合を予は『サミヤヴァアダ』と呼ぶ。これはインド語で、直譯すれば『綜合又は均等の主義』の意である。この綜合を實現するのがインドの使命である。

共産主義が何故インドの採らざるところとなるかの理由は幾つかある。第一に、今日の共産主義は如何なる形態においても民族運動に同情を持つてゐない。然るにインドの運動は、民族主義者の運動であり、インド國民の民族的自由のための運動である。（共産主義と民族主義との關係についてのレーニンの理論は、最後の支那革命の失敗以後見捨てられてゐるやうである。）第二に、ロシヤは目下守勢にあり、コミニテルンは未だに體面を保つべく努めてはゐるが、世界革命煽動に興味を持つてゐない。最近ロシヤが資本主義國家と締結した協定や、またその成文たると不文たるとを問はず、これ等の協定の持つ條件は、革命的力としてのロシヤの地位を著しく傷けてゐる。更に、ロシヤは國內産業再編成及び東方日本の脅威に對する準備に忙殺され、又大國と有好關係を保つべく熱心になつてゐるので、インドの如き國に積極的な興味を持つ餘裕がない。第三に、共産主義の經濟理念の中には印度人の胸を打つものが多々あるのであるが、また、逆効果を與へる他の理念もある。

る。ロシヤ史における教會と國家との密接な結び付き、及び組織化された教會の存在の故に、ロシヤにおける共産主義は反宗教的無神論的なものとして發達し來つたのである。然しつつ印度には組織化された教會もなければ、教會と國家との結び付きもない。従つてこのやうな反宗教的感情も無いのである。（註3）第四に、共産主義理論の中核をなしてゐる唯物史觀は、共産主義の經濟理論を受け入れる人々でさへも無條件には受入れない。第五に、共産主義理論は經濟學の領域において或る顯著な寄與をなしたが（例へば國家計畫の觀念の如き）他の點に就いて弱點を持つてゐる。例へば金融問題に就いて、共産主義は何等新しい貢獻をなさず、單に傳統的經濟を踏襲したのみである。しかし最近の經驗は、世界の金融問題が満足な解決から遠く離れてゐることを示してゐる。

會議派問題に立ち戻るに、マハトマ・ガンディーとパンディト・マダン・モホン・マラヴィアとの目下の論争は、問題が極めて小さいのですでに過去のものとなりつゝある。會議派國民黨も會議派の正統的議會派も共に明確なイデオロギー及びプログラムを持たざる雜多な構成の黨であるから、

將來指導的役割を演ずることはあるまい。問題になるのは、インドにおけるガンディーイズムの將來である。ガンディーイズムは、共産主義と對立するものであると主張されたことがあつたが、この考へは予の見解によれば誤謬である。マハトマ・ガンディーはインドに（そして恐らくは世界に）新しい方法——消極的抵抗、サチャグラハ、或ひは非暴力的非協力——を與へた。彼はインド或ひは人間性に共産主義の有するが如き社會改造の新しいプログラムを與へたのではなかつた。——そして、共産主義に對立するものは、他の社會改造理論であるべきである。疑ひも無くマハトマ・ガンディーは現代の機械文明を非難し、人々が家内工業に満足し人々の欲望の小さかつた古代を謳歌したのである。しかし、これは彼の個人的信念もしくは性癖である。彼がスワラジの内容を説明する場合、彼はつねにヴァクトリヤ王朝的議會主義デモクラシー及び傳統的資本主義經濟の言葉で語る。彼が一九三〇年に、彼の『獨立の内容』を表示するものとして發表した十一ヶ條は、どのインド大工業家によつても無條件に受け入れられるものである。であるから、マハトマ・ガンディーは、もしインドの政治權力を手中に收めたならば、現代工業構造を破壊しようとも思はなければ、國內を完全に工業化することをも欲しないであらうと言ふことが出来る。彼のプログラムは改良的なものである。彼は根本的には改良家であつて、革命家ではない。彼は現在の社會及び經濟の狀態を出來るだけ多く現在のまゝに留めて置きたいのであるし、（彼は軍隊をさへ一舉に廢止すること

を欲しない）彼の道德心が反撥するところの顯著な不正や不公平の除去にのみ満足するのである。何百萬のインド人がガンディーの方法を受け入れてゐるが、これは環境の強壓によるものであり、もし權力を得たならば、全く異つた印度を建設したいと思つてゐるのである。すでに示されたやうに、インドの將來は明確なイデオロギーを行動のプログラム及びプランを持つ黨とともにある。この黨は、自由のために又自由を得るために鬪ひ、戰後經濟の全プログラムを實行し、インドを不幸に陥れてゐる孤立を打ち破り、インドを國際友誼關係に介入せしめ、インドの運命は不可分的に人間性の運命と結びついてゐると云ふ信念を持つ黨である。

附 錄

以上を書き終へた後、注目に値ひする三つの事件が起つた。先づ、會議派の年次大會が一九三四年十月二十四日ボンペイにおいて開催された。第一に會議派が參加した下院の總選舉が、十一月に開始された。第三に、インド憲法改革に關する兩院合同委員會の報告が、一九三四年十一月二日に發表された。

ボンペイ大會において二つの重要な決議がなされたが、その一は會議派組織の變更に關するものであり、他は全印村落工業聯盟に關するものであつた。第二の決議は會議派のカーディ（紡ぎ且つ織ること）計畫の遂行を意味するものであり、會議派が非政治的仕事を強調することを欲してゐることを指示してゐる。第一の決議は主なる二點を含んでゐて、第一は會議派代表及び全印委員會の數を減少すること、第二は、會議派執行委員會の會員たるには、六ヶ月間常習的にカーディを着用しなければならないと云ふ條項の設定である。以上二つの決議はマハトマ・ガンディーの仕事であると見做される。

十三年間續いた會議派の組織によれば、會議派年次大會に選出さるべき代表者の數は六千であり、全印委員會の數は三五〇人であつた。一九二九年十二月のラボール大會において、マハトマ・ガンディー、パンデイト・ネールその他が前者の數を千に後者を百に引き下げる試みたが、失敗に歸した。ボンペイ大會において前者を二千に、後者を一五五に引き下げる。この意味は非常に重大である。一九二〇年マハトマ・ガンディーが會議派の機構を支配し古い指導者を追放した時、デモクラシー勢力は彼に與し、一九二〇年のナグプール大會には一萬四千人の代表者の參列を見たものである。現在、マハトマ・ガンディーは、かつて彼が奮起させたデモクラシー勢力を今日恐れて居り、それ故、會議派のみならず全印委員會及び會議派委員會の代表者の數を減じようと試みたのである。疑ひも無くガンディーは原動力ではなくなつて來た。多分、年の加減であらう。

しかし、何故に會議派は組織修正を鵜呑みにしたのであらうか。理由を見出すのは、左程困難ではない。一九三三年五月、ガンディーは三週間の斷食のお蔭で、一般不服從運動を停止せしめることが出來た。一九三四年十一月、彼は隱退に事寄せて會議派の組織を變更することが出來た。兩方の場合とも、マハトマ・ガンディーに對する同情が壓倒的だつたので、感情的で無思慮な人々は、ガンディーを喜ばせることならば何でも受け入れたのであつた。

そこで、『マハトマ・ガンディーは眞に隠退したのか。もしさうなら、それは何故であるか』と云ふ

疑問が起る。ガンディーは、彼の名前が國民會議派の最高執行委員會のメンバーのリストにないと云ふ點においては隠退してゐるのである。しかし、最高執行機關、則ち運用委員會を支持するものは、ガンディーの盲目的な追随者である。現在の運用委員會は、マハトマ・ガンディーがその一員であつた昨年より更にガンディーに對して服従的である。現運用委員會の顔觸れを見るに、スワラジスト或ひは議會主義者のゐないことが特に目立つ。宗派裁定問題に關してマハトマ・ガンディーと意見を異にしたM・S・アネイすらも、過去において忠實であり服従的であつたにも拘はらず、現に顔を見せてゐない。獨自の見解を持つ氣の毒なナリマンは、事實上運用委員會から閉め出しを喰はされてゐる。一九二四年、ガンディーは會議派機構が彼の敵手スワラジストに占められたので、彼の黨と共に會議派の政治から引退したのであつた。今日、マハトマ・ガンディーの身體は運用委員會の中にあるかも知れないが、彼の黨は以前よりも強くなつて存在してゐる。更に、彼は會議派將來の活動の最も重要な部門則ち村落工業聯盟運動に直接的な支配力を持つてゐる。それ故に、ガンディーの所謂引退は、彼の運用委員會に對する睨みの減少を示すものでなく、来るべき數年間に置いて會議派が失敗をするとしても、その責任を彼が負はなくて良い、と云ふことを示してゐるのである。それで、彼の引退は、國內に政治的スランプが起つた場合、何時でも採用する彼の戦略的後退の一つに過ぎないのである。

下院の總選舉に就いて云へば、最近の報告（一九三四年十一月二十四日）によれば、會議派は四三、會議派國民黨は八、その他は約四六の議席を得てゐる。

インド憲法改革に關する合同委員會の報告は、白書の内容を熟知してゐるものにとつては何ら意外なものを含んでゐない。同報告は、三一の多數を以つて委員會によつて承認されたものである。委員會の労働黨委員は多數案よりも寛大な代案を提出した。又、ソールズベリー卿及びその他四人の委員が別の意見を提出したが、これは、地方自治を認めるが、責任中央政府に反対するものである。多數案は議會の頑迷派を慰撫するため、不適當な白書提案を更に骨抜きにしたものである。この骨抜きに鑑みて、委員會の報告を基礎とするインド政府法案（インド統治法案）は、下院において壓倒的支持を受けるものと一般に信じられてゐる。

下記は合同委員會の白書修正案の大要である。

一、「法律及び秩序」に關し、左の附加條項を設けるを適當と認む。

（一）警察法及び警察法の下に制定される警察の組織及び規律に關する規則の制定はすべて知事の任意に與ふる合意を必要とする。

（二）テロリズムに關する情報局の記錄は、知事が指揮する公吏以外には警察外部に發表するを得ず。

(三) テロリズムと抗争するため、知事はこの目的のために使用を必要とする政府の各部門を自己の支配の下に置く権限を有する。

二、政府の大臣及び次官は自己の『特別の責任』に關聯するものはすべて知事に報告することを要する。

三、上院はマドラス、ボンベイ、ベンガール、聯合州及びビハールに設置すべし。

四、聯邦議會下院の選舉は州議會下院の議員による間接選舉であつて、地域的選舉區における投票による直接選舉は行はない。

五、聯邦に參加する土侯國が九〇%以下であつた場合、殘餘の州代表者は、聯邦參與の州が議會内に占める議席の數と凡ての州が參與した場合議會内に占める議席の數との差額の半分まで聯邦下院に議席の追加を認めることが出来る。

六、高等法院は下位の裁判所の判事の昇級及び配置を監理し、知事は地區裁判所判事の任命に關し最後決定権を有する。

七、總督は英國よりの輸入品に對する報復課稅を防止するため、特別の権限を有する。

八、インドの議會は十年後に議會の構成及び選舉權等の一定の特別事項に關する憲法の修正を要請する報告をイギリス政府及び議會に提出し、考慮を求むる立憲的權利を有する。

九、ビルマのインドよりの分離後、特定の期間有効なる通商協定を兩國間に締結する。

以上述べた點に關する限り、インドの輿論は合同議會委員會の報告に對し極度に忿懣の意を藏してゐる。それにも拘はらず、報告を基礎とする該法案は、一九三五年末までにイギリス議會に上程されることとなつてゐる。

註1 一九二〇年、マハトマ・ガンディーが國民會議派の責任者であつた時、ロンドンにおける國民會議派委員會及び委員會の新聞『インディア』を廢止した。この機關はインドが海外に有する唯一の宣傳機關であった。近年彼は考へ方を變へたやうである。則ち、一九三二年一月ガンディーが拘引される直前、ガンディーの主唱によつて運用委員會は外國に對しインドの自由獲得闘争に同情を求める宣傳文を發した。

註2 これはネールの個人的見解であり、國民會議派の見解でないことを明かにしておかねばならない。又ネールに人氣があつても、これは彼の見解が會議派の下級の人々に受け入れられたことを示さないのは、丁度ガンディーに人氣があつても彼の追随者が腰巻を纏ひ山羊の乳を飲むことを示さないと同様である。

註3 更にインドにおいては國民的覺醒の先駆をなしたものは多くの場合、宗教的改革及び文藝復興である。

(完)

昭和十八年三月一日初版印刷

昭和十八年三月五日初版發行

(五〇〇〇部)

昭和十八年十一月廿五日再版

(三〇〇〇部)

特別定價二圓八十錢 計二圓八十八錢

综合インド研究室

IC・ボース自傳

闇へのインド

藤 勇

後藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

恒夫 市

藤 勇

首藤 首

忠川 市

恒夫 市

勇 勇

忠川 市

編室研究ドンイ合綜

錄目(究研題問ドンイ合綜)

刊 績	刊 近	刊 既	刊 既	刊 既
5 印度宗教史の分析	4 印度の流通經濟	3 印度の資源と工業	2 印度の民族運動	1 印度の抗戰力
送料 A5版三〇〇頁 十五錢	送料 A5版三〇〇頁 十五錢	送料 A5版三二〇頁 十五錢	送料 A5版二四〇頁 十五錢	送料 A5版二六〇頁 十五錢
い入未本題は 。れ踏書は たのは錯 も分史雜の の野的せ とに新點 して注日 され斧前 て鉢前 よを人る問	價ける る經濟の 流通こギンド の經故スの 經濟に植 の壓制は 特殊地性 は研ド年 研究にでに におあ亘れ	るにイエ 。ド價ギ のス國最 つ工が全 重要性が 指摘さ れイ衛み 源	英王聯 合國最 がその寶 の兵站基 地と特 殊地性が 指摘さ れイ衛み 源	の「刻 の歴史 の民族運 動」があ る。極め て複雜な 要性が指 摘されイ 衛み源

聯合國の抗戰力は?
その軍備、イ
ンドの基地として
その政治情勢等を檢
討する。
昭和十七年の四月東
京本社にて發行
本書だ。



終

